【表紙】

 【提出書類】
 公開買付届出書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月21日

【届出者の氏名又は名称】 ステラ・グループ株式会社

【届出者の住所又は所在地】 大阪府大阪市中央区島之内一丁目 4番32号

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷一丁目15番地

アーバンビルディングSAKAS.8 B棟3階 株式会社へキサゴンキャピタルパートナーズ内 (ステラ・グループ株式会社東京事務所)

【電話番号】 03-5919-3227

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 髙木 正広

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

 【代理人の住所又は所在地】
 同上

 【最寄りの連絡場所】
 同上

 【電話番号】
 同上

 【事務連絡者氏名】
 同上

【縦覧に供する場所】 ステラ・グループ株式会社

(大阪府大阪市中央区島之内一丁目4番32号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ステラ・グループ株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社プロジェ・ホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ず しも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第 1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社プロジェ・ホールディングス

2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権(以下 及び を総称して「本件新株予約権」といいます。)

平成18年1月12日開催の対象者臨時株主総会決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下「第3回新株予約権」といいます。)

平成19年5月30日開催の対象者臨時株主総会決議に基づき発行された第4回新株予約権(以下「第4回新株予約権」といいます。)

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在において、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)17,651,000株(所有割合(注1):50.00%、議決権割合(注2):57.03%)を有しており、対象者の親会社に該当します。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)及び本件新株予約権の全部を取得することを目的として、本公開買付けを実施することといたしました。なお、公開買付者は、後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といい、本公開買付け及び本合併を総称して「本取引」といいます。)を行うことを予定しております。本公開買付けは、買付予定数の下限及び上限を設けておりません。従って、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)における全ての応募株券等について買付け等を行います。なお、本第1四半期報告書によれば、対象者は本件新株予約権の他に、平成18年1月12日開催の対象者臨時株主総会決議に基づき第1回新株予約権を発行しておりますが、当該新株予約権の唯一の新株予約権者である公開買付者は平成23年6月27日、対象者に対し当該新株予約権全てに関する権利放棄書を提出しており、これにより当該新株予約権は全て消滅しております。

対象者によって公表された平成23年7月20日付「支配株主であるステラ・グループ株式会社による当社株式等に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、平成23年7月20日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであり、また、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を含む本公開買付けに関する諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、本件新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本件新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

- (注1) 対象者が平成23年7月15日に提出した平成24年2月期(第90期)第1四半期報告書(以下「本第1四半期報告書」といいます。)に記載された平成23年5月31日現在の対象者の発行済株式総数35,300,000株に占める割合を「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注2) 本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の対象者の議決権の数(個)である30,946個に占める割合を「議決権割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和47年に婦人洋品、紳士洋品専門店として設立された株式会社エルメが母体となっている会社であり、平成15年の純粋持株会社化を契機に、積極的なM&Aを展開し、対象者を含む複数の企業への投資と子会社化を通して様々な事業を営む企業グループを形成いたしましたが、その後の経営環境の悪化に伴い、大規模なリストラクチャリングを余儀なくされました。その結果、現在では、公開買付者及びその子会社(以下「公開買付者グループ」といいます。)は、公開買付者、対象者、不動産事業及びPC販売事業を営む株式会社オーエー・システム・プラザ(大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場上場)、婦人子供服販売事業を営む株式会社エルメ(公開買付者の完全子会社)、並びに繊維事業を営む株式会社ドーコーボウ(対象者の完全子会社)の計5社にまで縮小整理されております。しかしながら、純粋持株会社である公開買付者を除いた各事業会社は、現在においても十分な収益基盤を有しておらず、公開買付者の平成23年2月期連結業績は、過年度対比では改善しつつあるものの、依然、当期連結純損失として191百万円を計上するなど、平成19年2月期以降5期連続の最終損失を計上する状態に陥っております。

公開買付者としては、公開買付者グループ全体の企業価値向上と対象者を含む公開買付者の各子会社の事業再生を図ることが急務であると考える一方、現在の公開買付者グループ5社体制を現状のまま推移させることでは、かかる企業価値向上と事業再生は果たし得ないものと考えております。公開買付者グループの平成23年2月期連結売上高は102億円となっておりますが、利益については、各社とも赤字もしくは僅かながらの黒字に止まっております。これは、公開買付者の各子会社が営む各事業(不動産事業、PC販売事業、婦人子供服販売事業及び繊維事業)の事業環境自体が長引く不況の影響により依然厳しいという外的要因もさることながら、各子会社が各々の業界において、特筆すべきブランド力、価格競争力といった競合他社に対する優位性を有しておらず、かつそれを構築するための人的その他の経営資源も過去の人員削減等により大幅に制限されているという内的要因によるものが大きいと考えられます。

以上のように、現在の公開買付者の各子会社は、非常に縮小限定された経営資源による事業を個々に行わざるを得なくなっており、現状のままでは、対象者を含む公開買付者の各子会社の企業価値及び株式価値の向上を期待することは困難であり、ひいては、公開買付者グループ全体の企業価値向上を図ることができず、現状の不安定なグループ経営を改善できないものと考えられます。このような認識の下、公開買付者は、今後、対象者を含む公開買付者の各子会社の経営資源の最適化を目的とした事業再編を行うとともに、現在の事業ポートフォリオに限定されない新たな収益機会の創出のための事業投資も行うことを、中長期的なグループ戦略として推進していくべきとの結論に至っております。

一方、対象者は、昭和9年に旧三井物産による経編ニット一貫工場として設立された東洋編織株式会社を基とし、戦後の財閥解体を経て、新たに昭和23年に東洋編織株式会社として、愛知県東春日井郡において事業を開始し、昭和24年には名古屋証券取引所に、さらに昭和31年には大阪証券取引所に上場をいたしました。以降長らく繊維事業を中心に事業展開を行ってきましたが、平成18年2月に公開買付者(当時の商号は株式会社アポロ・インベストメント)より出資を受け、公開買付者の連結対象子会社となりました。これを契機に、対象者はM&Aによる事業領域及び事業規模の拡大を目指し、同年10月には株式会社グローバルコーポレーション(不動産事業)の株式を取得し完全子会社とし、さらに平成20年6月には株式会社サイバーリップル(IT広告事業)の株式を取得し同様に完全子会社といたしました。この結果、対象者は平成19年2月期には、不動産事業が大きく業績に寄与する形で、売上高5,773百万円、当期純利益290百万円を計上するまでに成長しました。

しかしながら、平成20年2月期以降、サブプライムローン問題の発生とそれに続くリーマンショックによる深刻な世界同時不況により、とりわけ不動産業界は大きなダメージを被ることとなりました。対象者においても、不況の進行により繊維事業の業績不振が続いた上、不動産事業においても予定していた物件の引渡遅延が相次いだことに加え、完全子会社化した株式会社グローバルコーポレーションののれん償却負担が重くのしかかることとなり、平成20年2月期には売上高3,706百万円、当期純損失2,784百万円と大幅な減収減益となりました。その後も業績不振が続いたため、平成21年8月には株式会社サイバーリップルの全株式を売却した他、同年12月には、株式会社グローバルコーポレーションが解散となるなど、平成22年2月期まで3期連続で減収減益を余儀なくされました。対象者は、かかる厳しい経営環境を乗り切るべく、不動産事業を中心に体制強化に取り組んだ結果、平成23年2月期においては、売上については減少に歯止めがかかり、3,224百万円と対前年比で898百万円の増収を確保するまでに回復したものの、当期純損失は7百万円となり、平成20年2月期以降4期連続での損失計上となっております。

また、対象者の完全子会社であった株式会社グローバルコーポレーションにおいて、過去に一部取引先との間で不適切な取引が行われていた可能性があることが判明したため、対象者は、社外の弁護士及び公認会計士による調査委員会を設置し、調査を行った結果、2件の取引について売上を訂正し、過年度決算の訂正を行っております。これに伴い、対象者株式は、大阪証券取引所より監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(k)(上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当すると認められる相当の事由があると大阪証券取引所が認める場合)に該当することを理由に、そして名古屋証券取引所より株券上場廃止基準の取扱い5(1)n(上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当すると認められる相当の事由があると名古屋証券取引所が認める場合)に該当することを理由に、投資者の注意を喚起するため、それぞれ平成23年1月12日付にて監理銘柄(審査中)の指定を受けておりました。その後、対象者株式は、平成23年7月13日付で監理銘柄(審査中)への指定を解除されたものの、引き続き対象者の内部管理体制等について

改善の必要性が高いと判断されたため、同日付で、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所により特設注意市場銘柄に指定され、併せて大阪証券取引所においては、対象者が適時開示等規則第2章の規定に違反し、その旨を公表する必要があると認められるとして、平成23年7月12日付で公表措置が実施されております。なお、対象者株式が特設注意市場銘柄に指定されてから3年を経過し、かつ、内部管理体制等に引き続き問題があると認められた場合は、対象者株式は上場廃止となります。

さらに、対象者は、前述の通り、対象者自身において不動産事業を、また、対象者の完全子会社である株式会社ドーコーボ ウにおいて繊維事業を行っておりますが、平成19年2月期に合計で64名であった従業員は、平成23年2月期において、間接 部門を含めて16名となっており、 小規模での事業展開に限定されております。 また、 対象者の主力事業である不動産事業に おいては、安定的な収益確保のためには、本来、人的資源の確保もさることながら、金融機関からの融資、資本市場からの調 達を含めた外部資本調達に基づいた事業機会の創出が必要であるところ、対象者においては、投資の失敗等による過年度 の急激な業績悪化の影響もあり、安定的な外部資金調達は困難な状況にあり、自己資金による非常に限定された事業に止 まっているのが現状です。また、とりわけ不動産事業は、他の事業と比べ、個々の案件における投資額は大きい一方、投資回 収までの期間は長期にわたる場合が多く、その間に物件の価格下落リスク、引渡遅延のリスク等、様々なリスクに晒される ことから、不動産事業を行うにあたっては高度なリスク管理体制が構築されていることが必要ですが、対象者においては、 前述したとおり、人的にも資金的にも経営資源が非常に限定された状態であり、そのような高度なリスク管理体制を構築 することは困難であるため、対象者ひいては公開買付者を含む対象者株主は高いリスクに晒されていると言わざるを得ま せん。公開買付者としては、上述した対象者の現在の事業環境を勘案すれば、対象者単独で現存する経営資源を用いて収益 を拡大し企業価値及び株式価値を向上させることは非常に困難であり、かつリスクも高いと考えており、前述した中長期 的なグループ戦略に基づき、本公開買付け及びその後の本合併の実施により対象者と公開買付者が有する経営資源を一体 化させ、対象者が現在行っている事業の安定性とリスク耐性を向上させたうえで、公開買付者グループにおいて、対象者現 況事業の継続、並びに更なる事業再編や収益基盤の拡大を目的とした新規事業展開を行うことが必要であると考えたもの です。

それに加えて、対象者の事業再編や対象者における新規事業展開の実施は、対象者及びその株主にとり大きなリスクを生じさせる可能性もあります。即ち、既存事業の再編は、中長期的には企業価値向上に資するものであったとしても、一時的な損失の計上、短期的な業績悪化等を生じさせる可能性がありますし、また、新規事業展開に関しても、景気動向その他の様々な要因により、計画どおりに進捗しない、多額の損失を発生させるといった可能性があります。リーマンショックによる世界同時不況の影響が依然色濃く本邦経済を覆っている上、東日本大震災による経済全体への影響がいまだ見通せない現在においては、現状の厳しい経営環境が当面継続する、さらには、より一層悪化する可能性もあります。このような厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくとともに、その過程において不可避的に発生するリスクを対象者の株主に負わせることを回避するためには、本取引の実施により対象者と公開買付者の経営統合を行うことが合理的かつ最善の方策であると考えられます。

以上の認識に基づき、公開買付者は、平成23年4月頃から対象者と協議・検討を重ねた結果、対象者からもかかる方策に 理解を得られたことから、平成23年7月20日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、公開買付者グループは、前述したとおり、公開買付者及び対象者の他、大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場し不動産事業及びPC販売事業を営んでいる株式会社オーエー・システム・プラザ、婦人子供服販売事業を営む株式会社エルメ、及び繊維事業を営む株式会社ドーコーボウの計5社により構成されておりますが、本書提出日現在において、本公開買付け及びその後に予定されている本合併を除き、公開買付者が具体的に決定した公開買付者グループにおける事業再編や新規事業投資はございません。

(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者株式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることに鑑みて、対象者株式の概ね過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移を検討するとともに、対象者と協議・交渉を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び対象者の株主による本公開買付けへの応募の見通しを勘案いたしました。その結果、公開買付者は、対象者の株主に対し、本公開買付価格として、対象者株式の市場価格に一定のプレミアムを付した価格を提示することが相当であるとの判断の下に、平成23年7月20日開催の公開買付者取締役会において、本公開買付価格を30円に決定いたしました。

本公開買付価格である30円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年7月19日の対象者株式の大阪証券取引所における終値(21円)に約42.9%(小数点以下第二位を四捨五入、以下、プレミアムの計算については同様に計算しております。)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成23年6月20日から平成23年7月19日まで)の終値単純平均(19円、小数点以下を四捨五入、以下、株価の計算については同様に計算しております。)に約57.9%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成23年4月20日から平成23年7月19日まで)の終値単純平均(18円)に約66.7%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年1月20日から平成23年7月19日まで)の終値単純平均(19円)に約57.9%のプレミアムを加えた額に相当します。

また、本公開買付価格である30円は、本公開買付けの実施についての公表日であり、本書提出日の前営業日である平成23年7月20日の対象者株式の大阪証券取引所における終値(22円)に約36.4%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成23年6月21日から平成23年7月20日まで)の終値単純平均(19円)に約57.9%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成23年4月21日から平成23年7月20日まで)の終値単純平均(18円)に約66.7%のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)の終値単純平均(19円)に約57.9%のプレミアムを加えた額に相当します。

他方、本公開買付けの対象となる本件新株予約権については、行使時の払込金額が、第3回新株予約権については1株当たり664円、第4回新株予約権については1株当たり201円と、上述した対象者株式の現状の株価水準に比べ非常に高いことに加え、対象者又は対象者子会社の取締役、監査役又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権の行使の条件として、本件新株予約権の権利行使時において対象者又は対象者子会社の取締役、監査役又は従業員の地位になければならない(但し、任期満了による退任、定年退職又は対象者の取締役会が正当な理由があると認めた場合を除きます。)とされていることから、公開買付者が本件新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことに鑑み、上記取締役会において、本件新株予約権1個当たりの買付け等の価格は1円と決定いたしました。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者が対象者株式17,651,000株(所有割合:50.00%、議決権割合:57.03%)を所有する対象者の親会社であること、並びに、公開買付者と対象者の人事及び業務上の関係を踏まえ、公開買付者及び対象者は、以下の通り、買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じております。

対象者における独立した第三者機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会が設置した第三者委員会(詳細については、後記「 者委員会の設置」に記載しております。)の委員である大川真司氏からの紹介及び推薦に基づき、公開買付者及び対象 者から独立した第三者算定機関である小豆澤会計事務所に対象者の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書(以下 「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するた めの基礎資料にしたとのことです。小豆澤会計事務所は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前 提及び条件の下で対象者株式の価値について分析しており、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切で あると考え、市場株価法、類似会社比準法、ディスカウント・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の 各手法を用いて対象者株式の価値を算定したとのことです。市場株価法は、対象者株式の株式市場における株価を基に 株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比準法は、同業他社の株価及び 財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、 対象者の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると 考えられることから、いずれも対象者株式価値算定書における対象者株式の価値を算定する手法として適切であると判 断し採用したとのことです。なお、小豆澤会計事務所は、市場株価法による算定にあたっては、平成23年7月19日を基準 日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値(21円)、直近1週間、直近1ヶ月、直近3ヶ月 及び直近6ヶ月の出来高加重平均(それぞれ23円、22円、21円、21円)を基に算出し、類似会社比準法による算定にあ たっては、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて対 象者の株式価値を評価し、DCF法による算定にあたっては、平成24年2月期以降の業績予想については、対象者が提出 した現行の事業計画を前提とし、本取引後のシナジー効果を見込んでいない対象者単体の事業継続を前提とした評価を 行っているとのことです。対象者株式価値算定書における各手法による対象者株式1株当たりの価値は、市場株価法で は21円から23円、類似会社比準法では21円から26円、DCF法では19円から23円となっているとのことです。なお、対象 者は、小豆澤会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとの ことです。

独立したリーガルアドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の顧問弁護士である弁護士法人 淀屋橋・山上合同をリーガルアドバイザーに選定し、同弁護士法人より、独立した第三者機関からの株式価値算定書を取得すべきこと、公正性担保のための第三者委員会を設置するのがより適切であること、本公開買付けに対する意見表明にかかる取締役会の審議及び決議に際して公開買付者の役員を兼務する取締役髙木正広並びに監査役藤本雄師及び稲吉康司を排除すべきこと等、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けながら、本取引の是非及び本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成23年6月27日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意 性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した外部 の有識者(小澤幹人氏(弁護士、弁護士法人港国際グループ川崎事務所代表)、大川真司氏(公認会計士、大川真司公 認会計士事務所)及び小川和洋氏(公認会計士、小川和洋会計事務所 代表、対象者社外監査役)の3氏)によって構成 される第三者委員会を設置し(なお、上記の通り、小川和洋氏が対象者の社外監査役である関係を除き、各委員と公開買 付者及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切なく、対象者は第三者委員会設置の当初からこの3 氏を委員として選定しており、委員を変更した事実はないとのことです。)、当該第三者委員会から得られる本公開買付 けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付け及びその後に予定されている本合併は、対象者の企 業価値の向上に資するか、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は妥当か、本公開買付けにおいて手 続の適正性及び公正性は保たれているか、及び 本公開買付け及びその後に予定されている本合併は公開買付者を除く 対象者の株主(以下「対象者少数株主」といいます。)にとって不利益なものでないかの観点から、対象者取締役会が、 本公開買付けについて賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であるかを第三者委 員会に対し諮問することを決議いたしました。そして、第三者委員会は、平成23年6月28日より同年7月19日まで合計6 回開催され、対象者取締役会からの諮問事項に関し、対象者から本公開買付けを含む本取引の背景、検討状況及び対象者 の本公開買付けを含む本取引についての考え方についての説明を受けたとのことです。特に本公開買付価格の妥当性に ついては、本公開買付けが親会社による子会社株式等の買付けであることを考慮し、対象者が選定した第三者算定機関 である小豆澤会計事務所より、対象者株式価値算定書に記載された対象者株式の価値評価に関する説明を受けた他、第 三者委員会として独自に公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるBE1総合会計事務所に対象者株 式の価値の算定を依頼し、株式価値算定書(以下「第三者委員会株式価値算定書」といいます。)を取得し、慎重に検討 を行ったとのことです。BE1総合会計事務所は、第三者委員会を通して対象者が提供した財務情報及び財務予測等に 基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式の価値について分析しており、対象者株式価値算定書において採用され た市場株価法、類似会社比準法及びDCF法を、小豆澤会計事務所がそれらを採用したのと同様の理由に基づき採用し、 対象者株式の価値を算定したとのことです。なお、市場株価法における算定基準日は平成23年7月19日となっており、類 似会社比準法による算定にあたっては、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す 財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、また、DCF法にあたっての平成24年2月期以降の業績予想に 関する前提は、対象者が提出した現行の事業計画に基づき、本取引後のシナジー効果を見込んでいない対象者単体の事 業継続を前提とした評価を行ったとのことです。第三者委員会株式価値算定書における各手法による対象者株式1株当 たりの価値は、市場株価法では21円から22円、類似会社比準法では25円から26円、DCF法では23円となっているとのこ とです。なお、第三者委員会は、BE1総合会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニ オン)は取得していないとのことです。

かかる経緯の下、第三者委員会は、平成23年7月19日に、対象者取締役会に対して、本公開買付け及びその後に予定されている本合併は対象者の企業価値の向上に資する、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は妥当である。本公開買付けにおいて手続の適正性及び公正性は保たれている。本公開買付け及びその後に予定されている本合併は対象者少数株主にとって不利益なものでないと判断し、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると結論づけた上で、その旨の答申を行ったとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、小豆澤会計事務所より取得した本株式価値算定書、弁護士法人、淀屋橋・山上合同から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能とするとともに、公開買付者グループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行い公開買付者グループの中で経営最適化を図ることが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年7月20日開催の取締役会において、取締役髙木正広を除く取締役の全員で審議及び決議を行い(なお、取締役髙木正広は、公開買付者の代表取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。)、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、対象者の監査役のうち、監査役藤本雄師及び稲吉康司は、公開買付者の監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加しておらず、審議に唯一参加した監査役小川和洋は、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

一方、本件新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権1個当たりの買

EDINET提出書類 ステラ・グループ株式会社(E03106) 公開買付届出書

付け等の価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本件新株予約権の新株予約権 者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日を上回る30営業日とすることにより、対象者の株主の皆様に、本公開買付けに対する応募につき適切な判断をする機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の公正性を担保しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定と併せて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の公正性は担保されていると考えられます。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けは、前述のとおり、公開買付者が現在所有している対象者株式を除く対象者の発行済普通株式(但し、自己株式を除きます。)及び本件新株予約権の全てを取得することを目的としております。また、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主(対象者を除きます。)に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者の上場廃止を伴う本合併を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、対象者の株主総会(なお、公開買付者は、対象者に対し、対象者の臨時株主総会を平成23年10月下旬頃に開催することを請求する予定です。)決議によって合併契約の承認を受けることを条件として、平成23年11月下旬頃を効力発生日とする本合併を実施し、本合併の効力発生日の前日の最終の対象者の株主名簿に記載又は記録された公開買付者以外の株主の皆様に対して、その保有する対象者株式の対価として、金銭を交付する予定です。その際に対象者株式 1 株に対して交付される金銭の額は、本公開買付価格と同一の金額(30円)とする予定です。また、本合併において消滅会社となる対象者の株主の皆様は、会社法第785条その他の関係法令の定める手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。なお、上記を含む本合併の詳細については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。

本件新株予約権につきましては、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が本件新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、本合併を実施する際に、本件新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権1個につき本公開買付け価格と同一の金額(1円)の金銭を交付することを予定しております。

なお、本公開買付けは、前述の各手続において開催されることが想定される株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ございません。また、上記各手続における税務上の取扱いにつきましては、株主の皆様各自において自らの責任にて税務専門家等にご確認下さい。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、名古屋証券取引所市場第二部及び大阪証券取引所市場第二部に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定しないため、本公開買付けの結果次第では、名古屋証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では上場廃止基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、上記「(5)本公開買付け後の組織再編成等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の手続に従って、本合併を実施する場合にも、対象者株式は上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を名古屋証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、公開買付者の株主でもある江藤鉄男氏との間で、同氏が所有する対象者株式の全部(合計750,000株、所有割合:2.12%)につき、同氏が本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年7月21日(木曜日)から平成23年8月31日(水曜日)まで(30営業日)
公告日	平成23年7月21日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 (電子公告アドレスhttp://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】 該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】 該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金30円
新株予約権証券	第3回新株予約権1個につき金1円
	第4回新株予約権1個につき金1円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券	-
()	
株券等預託証券()	-
算定の基礎	(1) 普通株式
	公開買付者は、本公開買付けにおける本公開買付価格を決定するにあたり、対象者株
	式の売買が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることに鑑みて、対象者株式
	の概ね過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移を検討するとともに、対象者と協議・
	交渉を行い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び対象者の株主による本公
	開買付けへの応募の見通しを勘案いたしました。その結果、公開買付者は、対象者の株
	主に対して、本公開買付価格として、対象者株式の市場価格に一定のプレミアムを付し
	た価格を提示することが相当であるとの判断の下に、平成23年7月20日開催の公開買
	付者取締役会において、本公開買付価格を30円に決定いたしました。
	本公開買付価格である30円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日であ
	る平成23年7月19日の対象者株式の大阪証券取引所における終値(21円)に約42.9%
	(小数点以下第二位を四捨五入、以下、プレミアムの計算については同様に計算してお
	ります。) のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成23年6月20日から平成23年7月19日ま
	で)の終値単純平均(19円、小数点以下を四捨五入、以下、株価の計算については同様
	に計算しております。) に約57.9%のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成23年4月20日
	から平成23年7月19日まで)の終値単純平均(18円)に約66.7%のプレミアムを、過
	去6ヶ月間(平成23年1月20日から平成23年7月19日まで)の終値単純平均(19円)
	に約57.9%のプレミアムを加えた額に相当します。
	また、本公開買付価格30円は、本公開買付けの実施についての公表日であり、本書提出
	日の前営業日である平成23年7月20日の対象者株式の大阪証券取引所における終値
	(22円)に約36.4%のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成23年6月21日から平成23年
	7月20日まで)の終値単純平均(19円)に約57.9%のブレミアムを、過去3ヶ月間 (19円)に約57.9%のブレミアムを、過去3ヶ月間 (19円)に約57.9%のブレミアムを、過去3ヶ月間
	(平成23年4月21日から平成23年7月20日まで)の終値単純平均(18円)に約66.7% のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年1月21日から平成23年7月20日まで)の終
	(2) 本件新株予約権
	(2) 本日初初、 157年
	当たり664円、第4回新株予約権については201円と、上述した対象者株式の現状の株価
	水準に比べ非常に高いことに加え、対象者又は対象者子会社の取締役、監査役又は従業
	員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権の行使
	の条件として、本件新株予約権の権利行使時において対象者又は対象者子会社の取締
	役、監査役又は従業員の地位になければならない(但し、任期満了による退任、定年退
	職又は対象者の取締役会が正当な理由があると認めた場合を除きます。)とされてい
	ることから、公開買付者が本件新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないこ
	とに鑑み、上記取締役会において、本件新株予約権1個当たりの買付け等の価格を1円
	と決定いたしました。
	1

算定の経緯

対象者の主力事業である不動産事業においては、安定的な収益確保のためには、人的資 源の確保だけでなく、金融機関からの融資、資本市場からの調達を含めた外部資本調達に 基づいた事業機会の創出が必要であります。しかし、対象者においては、過年度の急激な 業績悪化の影響等から、安定的な外部資金調達は困難な状況にあり、自己資金による非常 に限定された事業に止まっております。また、不動産事業は、個々の案件における投資額 は大きい一方、投資回収までの期間は長期にわたる場合が多く、その間に物件の価格下落 等の様々なリスクに晒されることから、不動産事業を行うにあたっては高度なリスク管 理体制が構築されていることが必要ですが、対象者においては、人的にも資金的にも経営 資源が非常に限定された状態であり、そのような高度なリスク管理体制を構築すること は困難であります。公開買付者としては、上述した対象者の現在の事業環境を勘案すれ ば、対象者単独で現存する経営資源を用いて収益を拡大し企業価値及び株式価値を向上 させることは非常に困難であり、かつリスクも高いと考えており、中長期的なグループ戦 略に基づき、本公開買付け及びその後の本合併の実施により対象者と公開買付者が有す る経営資源を一体化させ、対象者が現在行っている事業の安定性とリスク耐性を向上さ せたうえで、公開買付者グループにおいて、対象者現況事業の継続、並びに更なる事業再 編や収益基盤の拡大を目的とした新規事業展開を行うことが必要であると考えたもので す。

それに加えて、対象者の事業再編や対象者における新規事業展開の実施は、中長期的には企業価値向上に資する可能性があるとはいえ、短期的には業績悪化等を生じさせる危険性があるとともに、景気動向その他の様々な要因により、対象者及びその株主にとり大きなリスクを生じさせる可能性もあります。リーマンショック以降の厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくとともに、その過程において不可避的に発生するリスクを対象者の株主に負わせることを回避するためには、本取引の実施により対象者と公開買付者の経営統合を行うことが合理的かつ最善の方策であると考えられます。

以上の認識に基づき、公開買付者は、平成23年4月頃から対象者と協議・検討を重ねた結果、対象者からもかかる方策に理解を得られたことから、平成23年7月20日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおける本公開買付価格を決定するために、対象者株式の 売買が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることに鑑みて、対象者株式の概ね 過去6ヶ月間及び直近の市場価格の推移を検討するとともに、対象者と協議・交渉を行 い、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び対象者の株主による本公開買付けへ の応募の見通しを勘案した結果、対象者の既存株主に対して、対象者株式の市場株価に一 定のプレミアムを付した価格を提示することが相当であるとの判断の下に、平成23年7 月20日開催の公開買付者取締役会において、本公開買付価格を30円に決定いたしました。 また、本件新株予約権については、行使時の払込金額が、第3回新株予約権については1 株当たり664円、第4回新株予約権については201円と、上述した対象者株式の現状の株価 水準に比べ非常に高いことに加え、対象者又は対象者子会社の取締役、監査役又は従業員 に対するストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権の行使の条 件として、本件新株予約権の権利行使時において対象者又は対象者子会社の取締役、監査 役又は従業員の地位になければならない(但し、任期満了による退任、定年退職又は対象 者の取締役会が正当な理由があると認めた場合を除きます。)とされていることから、公 開買付者が本件新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことに鑑み、上記取 締役会において、本件新株予約権1個当たりの買付け等の価格を1円と決定いたしまし た。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者が対象者株式17,651,000株 (所有割合:50.00%、議決権割合:57.03%)を 所有する対象者の親会社であること、並びに、公開買付者と対象者の人事及び業務上の関係を踏まえ、公開買付者及び対象者は、以下のとおり、買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じております。

対象者における独立した第三者機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会が設置した第三者委員会 の委員である大川真司氏からの紹介及び推薦に基づき、公開買付者及び対象者から独 立した第三者算定機関である小豆澤会計事務所に対象者の株式価値の算定を依頼し、 対象者株式価値算定書を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性 を判断するための基礎資料にしたとのことです。小豆澤会計事務所は、対象者が提供し た財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式の価値に ついて分析しており、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切である と考え、市場株価法、類似会社比準法、DCF法の各手法を用いて対象者株式の価値を 算定したとのことです。市場株価法は、対象者株式の株式市場における株価を基に株式 価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であることから、類似会社比 準法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場 の客観性を反映することができることから、また、DCF法は、対象者の今後のキャッ シュフローから株式価値を算定する手法であり、継続企業の評価を行う上で適した手 法であると考えられることから、いずれも対象者株式価値算定書における対象者株式 の価値を算定する手法として適切であると判断し採用したとのことです。なお、小豆澤 会計事務所は、市場株価法による算定にあたっては、平成23年7月19日を基準日とし て、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値(21円)、直近1週 間、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の出来高加重平均(それぞれ23円、22円、21 円、21円)を基に算出し、類似会社比準法による算定にあたっては、対象者と比較的類 似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じ て対象者の株式価値を評価し、DCF法による算定にあたっては、平成24年2月期以降 の業績予想については、対象者が提出した現行の事業計画を前提とし、本取引後のシナ ジー効果を見込んでいない対象者単体の事業継続を前提とした評価を行っているとの ことです。対象者株式価値算定書における各手法による対象者株式1株当たりの価値 は、市場株価法では21円から23円、類似会社比準法では21円から26円、DCF法では19 円から23円となっているとのことです。なお、対象者は、小豆澤会計事務所から本公開 買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのこ とです。

独立したリーガルアドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の顧問弁護士である弁護士法人 淀屋橋・山上合同をリーガルアドバイザーに選定し、同弁護士法人より、独立した第三者機関からの株式価値算定書を取得すべきこと、公正性担保のための第三者委員会を設置するのがより適切であること、本公開買付けに対する意見表明にかかる取締役会の審議及び決議に際して公開買付者の役員を兼務する取締役髙木正広並びに監査役藤本雄師及び稲吉康司を排除すべきこと等、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けながら、本取引の是非及び本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行ったとのことです。

第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成23年6月27日、本公開買付け に係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定 過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した外部の有識者(小澤幹人 氏(弁護士、弁護士法人港国際グループ川崎事務所代表)、大川真司氏(公認会計士、 大川真司公認会計士事務所)及び小川和洋氏(公認会計士、小川和洋会計事務所代 表、対象者社外監査役)の3氏)によって構成される第三者委員会を設置し(なお、上 記の通り、小川和洋氏が対象者の社外監査役である関係を除き、各委員と公開買付者及 び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切なく、対象者は第三者委員 会設置の当初からこの3氏を委員として選定しており、委員を変更した事実はないと のことです。)、当該第三者委員会から得られる本公開買付けに関する答申を最大限尊 **重することとした上で、本公開買付け及びその後に予定されている本合併は、対象者** の企業価値の向上に資するか、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件 は妥当か、本公開買付けにおいて手続の適正性及び公正性は保たれているか、及び 本公開買付け及びその後に予定されている本合併は公開買付者を除く対象者少数株主 にとって不利益なものでないかの観点から、対象者取締役会が、本公開買付けについて 賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であるか を第三者委員会に対し諮問することを決議いたしました。そして、第三者委員会は、平 成23年6月28日より同年7月19日まで合計6回開催され、対象者取締役会からの諮問 事項に関し、対象者から本公開買付けを含む本取引の背景、検討状況及び対象者の本公 開買付けを含む本取引についての考え方についての説明を受けたとのことです。特に 本公開買付価格の妥当性については、本公開買付けが親会社による子会社株式等の買 付けであることを考慮し、対象者が選定した第三者算定機関である小豆澤会計事務所 より、対象者株式価値算定書に記載された対象者株式の価値評価に関する説明を受け た他、第三者委員会として独自に公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関 であるBE1総合会計事務所に対象者株式の価値の算定を依頼し、第三者委員会株式 価値算定書を取得し、慎重に検討を行ったとのことです。BE1総合会計事務所は、第 三者委員会を通して対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提 及び条件の下で対象者株式の価値について分析しており、対象者株式価値算定書にお いて採用された市場株価法、類似会社比準法及びDCF法を、小豆澤会計事務所がそれ らを採用したのと同様の理由に基づき採用し、対象者株式の価値を算定したとのこと です。なお、市場株価法における算定基準日は平成23年7月19日となっており、類似会 社比準法による算定にあたっては、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業 の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、 また、DCF法にあたっての平成24年2月期以降の業績予想に関する前提は、対象者が 提出した現行の事業計画に基づき、本取引後のシナジー効果を見込んでいない対象者 単体の事業継続を前提とした評価を行ったとのことです。第三者委員会株式価値算定 書における各手法による対象者株式1株当たりの価値は、市場株価法では21円から22 円、類似会社比準法では25円から26円、DCF法では23円となっているとのことです。 なお、第三者委員会は、BE1総合会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意 見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

かかる経緯の下、第三者委員会は、平成23年7月19日に、対象者取締役会に対して、本公開買付け及びその後に予定されている本合併は対象者の企業価値の向上に資する、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は妥当である、本公開買付けにおいて手続の適正性及び公正性は保たれている、本公開買付け及びその後に予定されている本合併は対象者少数株主にとって不利益なものでないと判断し、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると結論づけた上で、その旨の答申を行ったとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、小豆澤会計事務所より取得した 本株式価値算定書、弁護士法人、淀屋橋・山上合同から得た法的助言、第三者委員会の 答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討し た結果、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能とするとともに、公開買付者 グループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行い公開買付者グループの中で経営最 適化を図ることが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、 本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は対象者の株主にとって妥当であ り、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するもので あると判断したとのことです。そして、以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年 7月20日開催の取締役会において、取締役髙木正広を除く取締役の全員で審議及び決 議を行い(なお、取締役髙木正広は、公開買付者の代表取締役を兼務しているため、利 益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び ·決議には、一切参加していないとのことです。) 、その全員の一致により、本公開買付け について賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募すること を推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、対象者の監査役の うち、監査役藤本雄師及び稲吉康司は、公開買付者の監査役を兼務しているため、利益 相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一 切参加しておらず、審議に唯一参加した監査役小川和洋は、対象者の取締役会が上記の 意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

一方、本件新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本件新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

買付け等の期間を比較的長期に設定

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日を上回る30営業日とすることにより、対象者の株主の皆様に、本公開買付けに対する応募につき適切な判断をする機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の公正性を担保しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定と併せて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の公正性は担保されていると考えられます。

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,997,000 (株)	- (株)	- (株)

- (注1) 公開買付期間末日までに本件新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行される対象者株式も本公開 買付けの対象としております。
- (注2) 本公開買付けでは、買付予定数の下限及び上限を設定しておりません。したがって、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注3) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の発行済株式総数(35,300,000株)に、本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の本件新株予約権(合計617個)の行使により公開買付期間末日までに発行される可能性のある対象者株式の最大数(617,000株)を加えた数から、本書提出日現在において公開買付者が所有する株式数(17,651,000株)及び本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在において対象者が所有する自己株式数(4,269,000株)を控除した株式数です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	13,997
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	617
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年7月21日現在)(個)(d)	17,651
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年7月21日現在)(個)(g)	750
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
h のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年 5 月31日現在)(個)(j)	30,946
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 ((a)/(j))(%)	44.23
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) × 100)(%)	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,997,000株)に係る議 決権の数を記載しております。
- (注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の対象者の本件新株予約権(合計617個)の目的である株式の数(617,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者の所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、二重に計算されないよう、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は分子に加算しておりません。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年5月31日現在)(個)(j)」は、本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本件新株予約権の行使により交付される可能性のある対象者株式についても対象としており、また、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の本第1四半期報告書に記載された総株主の議決権数30,946個に、本件新株予約権が公開買付期間末日までに行使されることにより交付される可能性のある対象者株式(平成23年6月1日以降本書提出日までにこれらの本件新株予約権が行使されたことにより交付された対象者株式を含みます。)の議決権数の最大数(本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の対象者の本件新株予約権(合計617個)の目的である株式の数(617,000株)に係る議決権の数(617個))及び単元未満株式の議決権の数(本第1四半期報告書に記載された平成23年5月31日現在の単元未満株式数(85,000株)に係る議決権の数(85個))を加えた数(31,648個)を分母として計算しています。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における 株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】 該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

本公開買付けに応募する対象者の株主及び新株予約権者(以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付 応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店又は支店に おいて応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類(注1)が必要 になる場合があります。

応募株券等が株式の場合の応募にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下、「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(中央三井信託銀行株式会社に開設された特別口座(以下、「特別口座」といいます。)に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座へ振替手続を行う必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店又は支店において応募してください。

株券等が特別口座で管理されている場合も、予め公開買付代理人に応募株主口座を開設し、株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社に必要書類を提出の上、公開買付代理人に開設した応募株主口座へ振替手続を行う必要があります。かかる手続を行ったうえ、公開買付期間の末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店又は支店において応募してください。

応募株券等が新株予約権の場合の応募にあたっては、対象者の取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、応募に際しては、新株予約権者の請求により対象者によって発行される譲渡承認通知書、新株予約権原簿記載事項を記載した書面、新株予約権割当契約書、および公開買付の成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。

本人名義又は他人名義を問わず、応募株式を表章する株券では、本公開買付けの応募の受付けは行いません。 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。 外国の居住者であり公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1) をご提出いただく必要があります。

公開買付代理人であるエイチ・エス証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。

居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

EDINET提出書類 ステラ・グループ株式会社(E03106) 公開買付届出書

公開買付代理人における応募の受付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付します。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募する場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

主な本人確認書類

- ・個人
 - <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、印鑑証明書等

<有効期限内のコピー>

健康保険証、運転免許証、外国人登録証明書等

本人特定事項 氏名、 住所、 生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又はコピーをご用意ください。コピーの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人であるエイチ・エス証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

・法人

<発行から6ヶ月以内の原本>

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人(契約締結等の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

・外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものまた、常任代理人(法人)自体の本人確認に加え、代理人・取引担当者個人(契約締結等の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、下記に指定する者の本店又は支店に「公開買付応募申込受付票」(交付されている場合)を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、下記に指定する者の本店又は支店に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

(その他のエイチ・エス証券株式会社の支店)

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	419,910,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	15,000,000
その他(円)(c)	15,000,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	449,910,000

- (注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(13,997,000株)に1株当たりの買付価格(30円)を乗じた金額を記載しています。
- (注2) 「買付手数料(円)(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。
- (注3) 「その他(円)(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費 その他諸費用につき、その見積額を記載しています。
- (注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。
- (注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)
預託金	419,910
普通預金	143,040
計(a)	562,950

- (注1) 預託金は公開買付代理人との公開買付代理並びに事務取扱契約に基づき本公開買付けの買付資金として公開買付代理人に預託されている金員です。
- (注2) 上記預託金及び普通預金はその全額が公開買付者名義の金員です。

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
		-		

口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
		-		

口【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額 (千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】 562,950千円((a)+(b)+(c)+(d))

- (3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】 該当事項はありません。
- 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】 該当事項はありません。
- 10【決済の方法】
 - (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】 エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
 - (2)【決済の開始日】

平成23年9月7日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買い付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに応募が行われた時の状態(応募が行われたときの状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、新株予約権については、応募に際して提出された前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1)応募の方法」 に記載した書類を応募株主等(外国人新株予約権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】 該当事項はありません。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。 買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株 主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。)を利用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しも含みます。)を、直接間接問わず米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限られません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

昭和47年10月 婦人洋品、紳士洋品専門店として、株式会社ニチイ(現 株式会社マイカル)100%出資により株式会社エルメの商号をもって大阪市北区に設立

昭和47年11月 大阪市東区の株式会社エルメ(昭和43年8月設立、昭和50年9月株式会社ニュー九州ニチイに吸収され消滅)より6店舗を営業譲受(梅田店、布施店、三宮店、河原町店、沼津店、千林店)

昭和50年9月 紳士洋品部門を株式会社マックロードに営業譲渡

昭和50年10月 本店所在地を大阪市東区淡路町へ移転

昭和60年5月 本店所在地を大阪市中央区瓦町へ移転

昭和61年10月 大阪証券取引所市場第二部に上場

平成14年5月 株式会社マイカルから独立

平成15年6月 100%出資子会社株式会社エルメ・コンベックスを設立

平成15年9月 会社分割により株式会社エルメ・リィーテイル(現 株式会社エルメ)を設立

平成15年9月 純粋持株会社化

平成16年7月 100%出資子会社東西キャピタル株式会社を設立

平成16年12月 東西キャピタル株式会社による株式会社パナッシュ(現 株式会社オーパ)の連結子会社化

平成17年4月 東京都千代田区内幸町に東京本社設置、大阪・東京の二本社制とする

平成17年7月 株式会社パナッシュ(現 株式会社オーパ)による株式会社ディーアンドアール・インテグレイツ の連結子会社化

平成17年9月 株式会社アポロ・インベストメントへ商号変更

平成17年10月 株式会社日本インフォメーションシステムの持分法適用関連会社化

平成17年12月 東西キャピタル株式会社による株式会社ダイヤモンドエージェンシーの連結子会社化

平成18年1月 東西キャピタル株式会社の全株式を株式会社オーエー・システム・プラザに売却

平成18年2月 同興紡績株式会社(現 株式会社プロジェ・ホールディングス)の連結子会社化

平成18年2月 株式会社オーエー・システム・プラザの持分法適用会社化

平成18年3月 株式会社エルメ・リィーテイルが株式会社エルメへ商号変更

平成18年6月 株式会社オーエー・システム・プラザの連結子会社化

平成18年7月 株式会社ジャクスタポーズの完全子会社化

平成18年8月 株式会社エルメ・コンベックスを吸収合併

平成18年8月 東京本社を東京都港区愛宕へ移転

平成18年10月 同興紡績株式会社(現 株式会社プロジェ・ホールディングス)による株式会社グローバルコーポレーションの完全子会社化

平成19年3月 同興紡績株式会社が株式会社プロジェ・ホールディングスへ商号変更

平成19年3月 株式会社日本インフォメーションシステムの持分法適用関連会社を解消

平成19年3月 グローバル・ファンデックス株式会社を連結子会社化。これに伴い株式会社大阪証券取引所より実質的な存続会社でないと判断され、上場猶予期間入りとなる。

平成19年4月 グローバル・ファンデックス株式会社の完全子会社化

平成19年6月 ステラ・グループ株式会社へ商号変更

平成19年9月 株式会社ジャクスタポーズの全株式を譲渡し、同社は当社グループより離脱

平成19年10月株式会社オーエー・システム・プラザが株式会社オーエー・システムズ(旧 東西キャピタル株式 会社)を吸収合併

平成19年12月株式会社プロジェ・ホールディングスが同興ニット株式会社と株式会社同興システムズを吸収合併 平成20年2月 グローバル・ファンデックス株式会社の全株式を譲渡し、同社は当社グループより離脱

平成20年6月 株式会社プロジェ・ホールディングスによる株式会社サイバーリップルの完全子会社化

平成20年8月 有限責任中間法人ハーバーファンディング、合同会社ハーバーファンディング二号が解散

平成20年9月 株式会社グローバルアセットマネージャーズが解散

平成20年11月 株式会社パナッシュ (現 株式会社オーパ)が事業を譲渡

平成20年12月 株式会社パナッシュが株式会社オーパへ商号変更

平成21年1月 株式会社オーエー・システム・プラザが株式会社オーパ(旧株式会社パナッシュ)より株式会社 ディーアンドアール・インテグレイツの全株式を譲受

平成21年1月 株式会社オーパ(旧株式会社パナッシュ)が清算決議

平成21年3月 株式会社オーエー・システムプラザが株式会社ディーアンドアール・インテグレイツの全株式を譲

渡し、同社は当社グループより離脱

平成21年8月 株式会社プロジェ・ホールディングスが株式会社サイバーリップルの全株式を譲渡し、同社は当社 グループより離脱

平成21年9月 株式会社オーパ(旧株式会社パナッシュ)が清算結了

平成21年12月 株式会社グローバルコーポレーションは解散し、同社は当社グループより離脱

平成22年1月 株式会社オーエー・システム・プラザが株式会社ダイヤモンドエージェンシーの全株式を譲渡し、 同社は当社グループより離脱

平成22年4月 東京本社を廃止

平成22年6月 本店所在地を大阪市中央区島之内(現在地)へ移転

平成23年2月 株式会社へキサゴンホールディングス、江藤鉄男氏及びエフシーインシュランス株式会社(以下、「公開買付者」という。)による当社普通株式に対する公開買付け完了。公開買付者が当社普通株式の50.81%を保有

【会社の目的及び事業の内容】

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(会社の目的)

- (1) 国内外の会社への出資または株式を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理
- (2) 企業価値の評価、資産運用・管理、経営および財務に関するコンサルティング
- (3) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定およびこれらの代理並びにコンサルティング
- (4) 不動産、不動産証券化商品、有価証券、金融資産に関する調査および投資並びに投資顧問業務
- (5) 信託受益権の販売又はその代理若しくは仲介に関する事業
- (6) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (7) 有価証券の取得、保有および運用
- (8) 企業間の提携、合併、営業権の譲渡等の調査、企画およびそれらの斡旋、仲介、賃貸、管理に関する事業
- (9) 経済・産業・不動産および有価証券投資に関する調査業務
- (10) 工業所有権の取得、維持、管理および処分
- (11)前各号に附帯する一切の業務

(事業の内容)

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は当社、連結子会社4社及びその他の関係会社1社で構成されており、事業部門として、婦人子供服販売事業、PC販売事業、不動産事業及び繊維事業等を行っております。

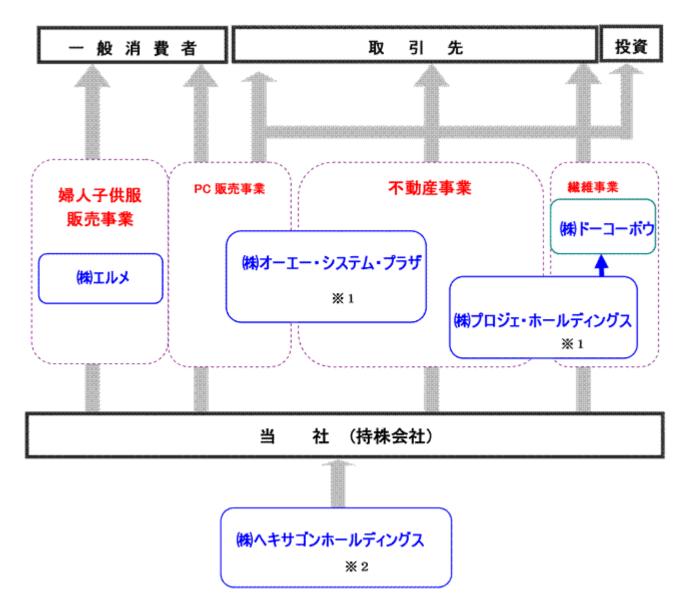
当社グループの事業における位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

当社は持株会社として子会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動の支配・管理を行っております。

主な当社グループの構成は次のとおりであります。

会社名	主な事業内容
(当社)	207/11
ステラ・グループ株式会社	国内外の会社への出資または株式を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理、グループ会社に対する経営コンサルティング業、企業の合併・買収・提携、営業権の譲渡等の斡旋・仲介
(連結子会社)	
株式会社エルメ	婦人子供服販売
株式会社プロジェ・ホールディングス	不動産の売買、仲介、アレンジメント事業
株式会社ドーコーボウ	紡績糸、織物生地等の製造・販売
株式会社オーエー・システム・プラザ	パソコン・コンピューターソフト・その他周辺機器販売、パソコン周辺機器・システムの開発、不動産の賃貸・管理
(その他の関係会社)	
株式会社へキサゴンホールディングス	純粋持株会社

当連結会計年度末における当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



- 1 連結子会社である、株式会社プロジェ・ホールディングスは、名古屋証券取引所・大阪証券取引所市場第二部に、株式会社オーエー・システム・プラザは大阪証券取引所JASDAQ市場に、それぞれ上場しております。
- 2 その他の関係会社であります。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

(平成23年7月21日現在)

	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
資本金の額	発行済株式の総数
6,622,518,000円	6株

(注1) 公開買付者は、平成23年7月6日開催の株主総会において、平成23年8月9日を効力発生日として、公開買付者 の資本金の額を6,612,518,000円減少させ、10,000,000円とする旨の決議を行っております。

【大株主】

(平成23年7月21日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する保有株式 の数の割合(%)
株式会社ヘキサゴンホールディングス	東京都新宿区四谷1丁目15番地	4	66.67
江藤 鉄男	東京都渋谷区	2	33.33
計	-	6	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

(平成23年7月21日現在)

(平成23年7月21日現代						
役名	職名	氏名	生年月日		略歴	所有株式 数(株)
				平成3年4月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ	
					フィナンシャルグループ)入行	
				平成17年10月	セデック株式会社入社、常務取締役	
				平成20年10月	株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナー	
					ズ入社	
				平成21年5月	株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナー	
代表取締役	_	 髙木 正広	 昭和42年5月15日生		ズ取締役(現任)	
社長	-	同小 正仏	昭和42年3月13日主	平成22年10月	株式会社ヘキサゴンホールディングス代表	-
					取締役(現任)	
				平成23年5月	株式会社オーエー・システム・プラザ取締	
					役会長(現任)	
					株式会社プロジェ・ホールディングス取締	
				役(現任)		
					当社代表取締役社長(現任)	
				平成4年4月	東京リコー株式会社(現 リコー販売株式	
					会社)入社	
				平成8年9月	株式会社穴吹工務店入社	
				平成18年3月	株式会社やすらぎ入社	
				平成18年11月	株式会社エイテック入社	
				平成19年7月	当社入社	
				平成20年3月	当社総務人事部長	
 取締役	_	 津田 由行	 昭和44年8月6日生	平成20年 5 月	株式会社オーエー・システム・プラザ取締	_
	-	/ + m mij			役(現任)	
				平成21年5月	株式会社エルメ監査役	
				平成22年2月	同社代表取締役社長(現任)	
				平成22年5月	当社代表取締役社長	
				平成22年 5 月	│ 株式会社プロジェ・ホールディングス取締 │ 役	
					当社取締役(現任)	
				平成23年 5 月		

公開買付届出書

役名	職名	氏名	生年月日		略歷	
				平成4年4月	株式会社東海銀行(現株式会社三菱東京 UFJ銀行)入行	V 100 7
				平成11年1月	INAひまわり生命保険株式会社(現損保ジャ	
					パンひまわり生命保険株式会社)入社	
				平成12年5月	アリコジャパン入社	
				平成15年3月	TRNコーポレーション株式会社取締役	
				平成16年 5 月 	同社監査役	
					株式会社グローバルコーポレーション監査 /д	
				平成18年3月 	役	
					同社取締役 株式会社プロジェ・ホールディングス取締	
				 平成19年5月	松式芸社プログエ・ホールディング入取師	
				T 134 3 73	 同社代表取締役社長	
					当社取締役	
 取締役	_	 森田 宏文	 昭和44年7月6日生		ゴビット	-
				平成20年4月	株式会社プロジェ・ホールディングス取締	
				平成20年5月	役	
					 株式会社グローバルコーポレーション代表	
				平成21年1月	取締役社長	
					株式会社ドーコーボウ監査役	
				平成21年3月	同社取締役(現任)	
					株式会社プロジェ・ホールディングス 代	
				平成21年5月	表取締役社長	
				平成22年5月	当社取締役(現任)	
				平成22年5月	株式会社オーエー・システム・プラザ代表	
					取締役社長(現任) 	
				平成23年5月		
				平成8年4月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ	
					フィナンシャルグループ) 入行	
				平成19年8月	UBS証券会社入社	
				平成20年6月	株式会社ヘキサゴンキャピタルパートナー	
監査役	_	藤本 雄師	 昭和47年 9 月23日生		ズ入社、取締役(現任)	_
(常勤)	-	膝牛 雄叫	哈和47年9月23日主	平成22年10月	株式会社ヘキサゴンホールディングス取締	-
					役(現任)	
				平成23年5月	株式会社オーエー・システム・プラザ監査	
					役(現任)	
					当社監査役(現任)	
				平成11年10月	司法試験合格	
				平成13年10月	ときわ法律事務所入所	
野木切		#¥##₩ ₩	四和40年0日6日生	平成16年1月	弁護士法人大江橋法律事務所入所	
監査役 	-	嵯峨谷 巌	昭和48年9月6日生 	平成19年10月	ときわ法律事務所入所	-
				平成22年1月	嵯峨谷法律事務所開設 当社監査役(現任)	
				〒ルスム3牛3月	コル亜旦以(坑口)	

公開買付届出書

役名	職名	氏名	生年月日		略歷	所有 株式数 (株)
				昭和27年4月	株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀	
					行)入行	
				昭和58年8月	株式会社ライフランド取締役	
	監査役 - 稲吉 康司 昭和8年			平成14年3月	フューチャークリエイト株式会社(現 TRN	
				コーポレーション株式会社) 監査役		
野木切		松士 唐司	昭和8年4月5日生	平成15年3月	株式会社ワイズテーブルコーポレーション	
監直仅		相古 康可 			監査役	-
			平成20年5月	株式会社オーエー・システム・プラザ監査		
					役(現任)	
				平成20年5月	株式会社プロジェ・ホールディングス監査	
				役(現任)		
	平成23年5月 当社監査役(現任)					
計				-		

- (注) 1 監査役 藤本雄師、嵯峨谷巌及び稲吉康司の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2 平成23年5月13日付臨時株主総会での選任から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までが任期であります。
 - 3 平成23年5月30日付定時株主総会での選任から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までが任期であります。

(2)【経理の状況】

- 1.連結財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第38期連結会計年度(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、第39期連結会計年度(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期連結会計年度(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)の連結財務諸表及び第39期連結会計年度(平成22年3月1日から平成23年2月28日まで)の連結財務諸表について、フロンティア監査法人により監査を受けております。

なお、当社は、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)、第37期事業年度(平成20年3月1日から平成21年2月28日まで)及び第38期事業年度(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)の有価証券報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の連結財務諸表について、フロンティア監査法人により監査を受け、改めて監査報告書を受領しております。また、第38期連結会計年度(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)に係る監査報告書は平成22年9月17日提出の有価証券報告の訂正報告書に添付されたものによっております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加、開示支援専門会社等からの支援、会計専門誌の定期購読等を行っております。

【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

【理結員借灯照表】		(単位:千円)
	第38期連結会計年度 (平成22年 2 月28日)	第39期連結会計年度 (平成23年2月28日)
資産の部	(1,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0	(1,0,20 + 2 / 1,20)
流動資産		
現金及び預金	1 2,249,983	1 2,811,964
受取手形及び売掛金	₃ 526,484	498,823
有価証券	-	100,000
商品及び製品	1,128,420	986,117
販売用不動産	1,084,208	667,685
仕掛品	10,300	5,971
仕掛販売用不動産	178,647	1 359,319
原材料及び貯蔵品	1,432	686
その他	568,478	272,049
貸倒引当金	4,120	24,000
流動資産合計	5,743,835	5,678,617
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 813,391	1 791,834
土地	1 1,327,780	1 1,281,171
その他(純額)	17,721	14,209
有形固定資産合計	2 2,158,894	2 2,087,214
無形固定資産		
のれん	60,762	57,477
その他	5,540	8,810
無形固定資産合計	66,302	66,288
投資その他の資産		
投資有価証券	27,950	4,030
長期貸付金	506,299	504,499
差入保証金	1,461,210	1,328,178
長期未収入金	61,507	36,125
破産更生債権等	2,702,284	2,673,931
その他	35,397	21,717
貸倒引当金	3,355,579	3,291,130
投資その他の資産合計	1,439,070	1,277,352
固定資産合計	3,664,268	3,430,855
繰延資産	5,288	324
資産合計	9,413,392	9,109,798

(単位:千円)

負債の部		第38期連結会計年度 (平成22年 2 月28日)	第39期連結会計年度(平成23年2月28日)
支払手形及び買掛金 1. 3 531,048 1 434,866 短期借入金 1. 4 751,980 1. 4 959,600 未払法人税等 53,962 59,659 賞与引当金 20,566 23,218 店舗閉鎖損失引当金 48,879 - その他の引当金 61,949 2,518 その他 243,527 213,499 流動負債合計 1,711,914 1,693,363 固定負債 124,249 107,348 退職給付引当金 72,190 73,650 長期預り保証金 156,618 156,676 負ののれん 114,049 108,047 その他 64,400 50,638 固定負債合計 1,079,618 394,870 負債合計 2,791,532 2,528,234 純資産の部 4,622,518 6,622,518 資本教余金 6,622,518 6,622,518 資本教余金 6,622,518 6,622,518 資本教余金 8,991,167 9,182,285 自己株式 190 190 株主資本会計 3,904,175 3,713,057 評価、換算差額等 1,040 - その他有価が算額会計 1,040 - 新株子約権	負債の部		
短期借入金	流動負債		
未払法人税等 賞与引当金 53,962 59,658 賞与引当金 20,566 23,218 店舗開鎖損失引当金 48,879 - その他 243,527 213,499 流動負債合計 1,711,914 1,693,363 固定負債 - - 長期借入金 1,548,110 1,438,510 繰延税金負債 124,249 107,348 退職給付引当金 72,190 73,650 長期預り保証金 156,618 156,676 負ののれん 114,049 108,047 その他 64,400 50,638 固定負債合計 2,791,532 2,628,234 純資産の部 株主資本 6,622,518 6,622,518 資本無資本金 6,622,518 6,622,518 6,273,015 利益剰余金 6,273,015 6,273,015 6,273,015 利益剰余金 8,991,167 9,182,285 自己株式 190 190 株主資本合計 3,904,175 3,713,057 評価・換算差額等 1,040 - 評価・換算差額等 1,040 - 新株子約権 30,356 59,073 少数株主持分 2,688,367 2,709,433 純資産合計 6,621,859 6,481,563	支払手形及び買掛金	1, 3 531,048	1 434,866
賞与引当金 20,566 23,218 店舗閉鎖損失引当金 48,879 - その他の引当金 61,949 2,518 その他 243,527 213,499 流動負債合計 1,711,914 1,693,363 固定負債	短期借入金	1, 4 751,980	1, 4 959,600
店舗閉鎖損失引当金 48,879 - その他の引当金 61,949 2,518 その他 243,527 213,499 流動負債合計 1,711,914 1,693,363 固定負債 - 長期借入金 1,548,110 1,438,510 繰延税金負債 124,249 107,348 退職給付引当金 72,190 73,650 長期預り保証金 156,618 156,676 負ののれん 114,049 108,047 その他 64,400 50,638 固定負債合計 1,079,618 934,870 負債合計 2,791,532 2,628,234 純資産の部 株主資本 6,622,518 6,622,518 6,622,518 6,622,518 6,622,518 6,622,518 6,622,518 6,627,3015 6,273,015 6,273,015 月,042 1,040	未払法人税等	53,962	59,659
その他の引当金 61,949 2,518 その他 243,527 213,499 流動負債合計 1,711,914 1,693,363 固定負債 長期借入金 1,548,110 1,438,510 繰延税金負債 124,249 107,348 退職給付引当金 72,190 73,650 長期預り保証金 156,618 156,676 負ののれん 114,049 108,047 その他 64,400 50,638 固定負債合計 1,079,618 934,870 負債合計 2,791,532 2,628,234 純資産の部 株主資本 6,622,518 6,622,518 6,622,518 資本剰余金 6,622,518 6,622,518 6,622,518 月,182,285 自己株式 190 190 190 株主資本合計 3,904,175 3,713,057 評価・換算差額等 1,040 - 新株予約権 30,356 59,073 少数株主持分 2,688,367 2,709,433 純資産合計 6,621,859 6,481,563	賞与引当金	20,566	23,218
その他 流動負債合計 243,527 213,499 流動負債合計 1,711,914 1,693,363 固定負債 長期借入金 繰延税金負債 1 548,110 1 438,510 繰延税金負債 124,249 107,348 退職給付引当金 72,190 73,650 長期預り保証金 負ののれん その他 156,678 156,678 負債合計 1,079,618 934,870 負債合計 2,791,532 2,628,234 純資産の部 株主資本 資本金 資本銀余金 6,622,518 6,622,518 6,622,518 資本未資本合計 3,901,167 9,182,285 自己株式 190 190 株主資本合計 3,904,175 3,713,057 評価・換算差額等 1,040 - 評価・換算差額等合計 1,040 - 新株予約権 30,356 59,073 少数株主持分 2,688,367 2,709,433 純資産合計 6,621,859 6,481,563	店舗閉鎖損失引当金	48,879	-
流動負債合計1,711,9141,693,363固定負債1 548,1101 438,510繰延税金負債124,249107,348退職給付引当金72,19073,650長期預り保証金156,618156,676負ののれん114,049108,047その他64,40050,638固定負債合計2,791,5322,628,234純資産の部株主資本6,622,5186,622,518資本金6,622,5186,273,0156,273,015利益剩余金6,273,0156,273,0156,273,015利益剩余金8,991,1679,182,285自己株式190190株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等1,040-子の他有価証券評価差額金1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	その他の引当金	61,949	2,518
日記負債	その他	243,527	213,499
長期借入金1 548,1101 438,510繰延税金負債124,249107,348退職給付引当金72,19073,650長期預り保証金156,618156,676負ののれん114,049108,047その他64,40050,638固定負債合計2,791,5322,628,234株主資本の部44株主資本6,622,5186,622,518資本剰余金6,273,0156,273,015利益剰余金6,273,0156,273,015利益剩余金8,991,1679,182,285自己株式190190株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等1,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	流動負債合計	1,711,914	1,693,363
繰延税金負債 124,249 107,348 退職給付引当金 72,190 73,650 長期預り保証金 156,618 156,676 負ののれん 114,049 108,047 その他 64,400 50,638 固定負債合計 1,079,618 934,870 負債合計 2,791,532 2,628,234 純資産の部 株主資本 資本金 6,622,518 6,227,518 資本剰余金 6,273,015 6,273,015 利益剰余金 8,991,167 9,182,285 自己株式 190 190 株主資本合計 3,904,175 3,713,057 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 1,040 - 新株予約権 30,356 59,073 少数株主持分 2,688,367 2,709,433 純資産合計 6,621,859 6,481,563	固定負債		
退職給付引当金 長期預り保証金 負ののれん その他 負債合計 負債合計 業務 (資本金 資本金 資本和余金 自己株式 申己株工資本合計 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・一次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長期借入金	1 548,110	1 438,510
長期預り保証金 負ののれん その他 固定負債合計 負債合計 資本金 資本 資本 第本金 資本 資本 第本金 資本 第本金 資本 第本金 資本 第本金 資本 第本金 資本 第本金 資本 第本金 資本 第本金 資本 第本金 第本金 第本金 第本金 第本金 第本金 第2、518 第、991,167 第、9,182,285 第、991,167 第、9,182,285 第、991,167 第、9,182,285 第、991,167 第、9,182,285 第、991,167 第、9,182,285 第、991,167 第、9,182,285 第、9,130,057 第、9,130,057 第、9,130,057 第、9,130,057 第、9,130,057 第、9,130,057 第、9,130,057 第、9,130,057 第、9,130,056 <td>繰延税金負債</td> <td>124,249</td> <td>107,348</td>	繰延税金負債	124,249	107,348
負ののれん その他114,049108,047 64,400固定負債合計 負債合計1,079,618934,870検責産の部株主資本 	退職給付引当金	72,190	73,650
その他64,40050,638固定負債合計1,079,618934,870負債合計2,791,5322,628,234純資産の部株主資本 資本金 資本剰余金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 株主資本合計 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 計価・換算差額等 イの地有価証券評価差額金 新株予約権 少数株主持分 少数株主持分 外数株主持分 統資産合計1,040 1,	長期預り保証金	156,618	156,676
固定負債合計1,079,618934,870負債合計2,791,5322,628,234純資産の部 株主資本 資本組余金 資本剰余金 自己株式 自己株式 申記 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第2 第3 第4 第5 第5 第6 86 86 87 86 	負ののれん	114,049	108,047
負債合計2,791,5322,628,234純資産の部株主資本 資本金 資本剰余金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 株主資本合計 評価・換算差額等 ・	その他	64,400	50,638
純資産の部株主資本6,622,5186,622,518資本金6,622,5186,273,015資本剰余金6,273,0156,273,015利益剰余金8,991,1679,182,285自己株式190190株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等1,040-子の他有価証券評価差額金1,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	固定負債合計	1,079,618	934,870
株主資本 資本金 6,622,518 6,622,518 資本剰余金 6,273,015 6,273,015 利益剰余金 8,991,167 9,182,285 自己株式 190 190 株主資本合計 3,904,175 3,713,057 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 1,040 - 評価・換算差額等合計 1,040 - 新株予約権 30,356 59,073 少数株主持分 2,688,367 2,709,433 純資産合計 6,621,859 6,481,563	負債合計	2,791,532	2,628,234
資本金6,622,5186,622,518資本剰余金6,273,0156,273,015利益剰余金8,991,1679,182,285自己株式190190株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等1,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	純資産の部		
資本剰余金6,273,0156,273,015利益剰余金8,991,1679,182,285自己株式190190株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等1,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	株主資本		
利益剰余金8,991,1679,182,285自己株式190190株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等71,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	資本金	6,622,518	6,622,518
自己株式190190株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等1,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	資本剰余金	6,273,015	6,273,015
株主資本合計3,904,1753,713,057評価・換算差額等1,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	利益剰余金	8,991,167	9,182,285
評価・換算差額等	自己株式	190	190
その他有価証券評価差額金1,040-評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	株主資本合計	3,904,175	3,713,057
評価・換算差額等合計1,040-新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	評価・換算差額等		
新株予約権30,35659,073少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	その他有価証券評価差額金	1,040	-
少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	評価・換算差額等合計	1,040	-
少数株主持分2,688,3672,709,433純資産合計6,621,8596,481,563	新株予約権	30,356	59,073
純資産合計 6,621,859 6,481,563	少数株主持分		
	純資産合計	6,621,859	6,481,563
	負債純資産合計	9,413,392	9,109,798

【連結損益計算書】

【連結損益計算書】		
		(単位:千円)
	第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日	第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日
	至平成22年2月28日)	至 平成23年2月28日)
	12,891,894	10,193,714
売上原価	1 9,871,492	1 7,669,351
売上総利益	3,020,402	2,524,362
販売費及び一般管理費	2 3,455,671	2 2,508,201
営業利益又は営業損失()	435,268	16,161
営業外収益		<u>·</u>
受取利息	5,053	3,888
受取配当金	36,903	0
受取手数料	3,734	3,306
為替差益		329
保険解約返戻金	-	5,069
負ののれん償却額	6,002	6,002
その他	8,718	9,361
営業外収益合計	60,412	27,958
営業外費用	•	·
支払利息	72,696	36,512
支払手数料	-	5,001
株式交付費償却	14,362	4,963
租税公課	1,808	1,445
その他	7,306	1,697
三 営業外費用合計	96,173	49,621
経常損失()	471,029	5,501
特別利益		3,00.
投資有価証券売却益	56,262	_
関係会社株式売却益	111,192	_
貸倒引当金戻入額	49,891	28,407
新株予約権戻入益	82,907	1,183
固定資産売却益	113	4 7,804
違約損失引当金戻入益	-	12,000
受取和解金	-	4,700
過年度損益修正益	-	5,644
その他	11,892	5,478
特別利益合計	312,260	65,218
1900111 H H I		00,210

(単位:千円)

		(半位・1円)
	第38期連結会計年度	第39期連結会計年度
	(自 平成21年3月1日	(自 平成22年3月1日
는 마음사	至 平成22年2月28日)	至 平成23年2月28日)
特別損失		
たな卸資産評価損	168,000	33,971
固定資産売却損	0	6 1,014
固定資産除却損	5 13,812	5 150
減損損失	7 142,827	7 59,406
店舗閉鎖損失	₃ 112,194	-
事務所移転費用	39,886	-
投資有価証券評価損	83,615	24,783
貸倒引当金繰入額	1,000	-
貸倒損失	-	65,254
自己新株予約権評価損	-	29,900
その他	734	13,089
特別損失合計	562,069	227,570
税金等調整前当期純損失()	720,838	167,854
法人税、住民税及び事業税	16,455	19,474
過年度法人税等	-	410
法人税等調整額	3,385	16,900
法人税等合計	19,840	2,163
少数株主利益又は少数株主損失()	85,482	21,099
当期純損失()	655,196	191,117

【連結株主資本等変動計算書】

【連結株主資本等変動計算書】		(単位・壬四)
	第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	(単位:千円) 第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,622,518	6,622,518
当期变動額		
当期変動額合計	<u> </u>	<u>-</u>
当期末残高	6,622,518	6,622,518
資本剰余金		
前期末残高	6,273,015	6,273,015
当期変動額		
当期変動額合計	<u>-</u>	<u>-</u>
当期末残高	6,273,015	6,273,015
利益剰余金		
前期末残高	8,612,012	8,991,167
当期変動額		
当期純損失()	655,196	191,117
連結範囲の変動	276,041	<u>-</u>
当期変動額合計	379,155	191,117
当期末残高	8,991,167	9,182,285
自己株式		
前期末残高	184	190
当期变動額		
自己株式の取得	5	0
当期変動額合計	5	0
当期末残高	190	190
株主資本合計		_
前期末残高	4,283,336	3,904,175
当期变動額		
当期純損失 ()	655,196	191,117
自己株式の取得	5	0
連結範囲の変動	276,041	-
当期变動額合計	379,161	191,118
当期末残高	3,904,175	3,713,057

(単位:千円)

		(単位:千円)
	第38期連結会計年度	第39期連結会計年度
	(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
評価・換算差額等	至 平成22年 2 万20日)	至 十成20年 2 万20日)
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	26,380	1,040
当期変動額		,,,,,,
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,340	1,040
当期変動額合計	25,340	1,040
当期末残高	1,040	
評価・換算差額等合計	1,010	
前期末残高	26,380	1,040
当期変動額	20,000	1,010
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25,340	1,040
当期変動額合計	25,340	1,040
当期末残高	1,040	-
新株予約権	1,040	
前期末残高	111,058	30,356
当期変動額	111,000	30,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	80,702	28,717
当期変動額合計	80,702	28,717
当期末残高	30,356	59,073
少数株主持分	30,330	00,010
前期末残高	2,655,980	2,688,367
当期変動額	2,000,000	2,000,007
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	32,387	21,065
当期変動額合計	32,387	21,065
当期末残高	2,688,367	2,709,433
純資産合計	2,000,307	2,700,400
前期末残高	7,023,995	6,621,859
当期変動額	7,023,333	0,021,003
当期純損失()	655,196	191,117
自己株式の取得	5	0
連結範囲の変動	276,041	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,974	50,822
当期変動額合計	402,135	140,295
当期末残高	6,621,859	6,481,563
그 씨가 가지면		0,401,303

【連結キャッシュ・フロー計算書】

第38期連結会計年度	【連結キヤツンユ・ノロー計算書】		(単位:千円)
自 平成21年 3月1日 日 平成22年 3月1日 日 平成23年 3月1日 校主等調整によるキャシシュ・フロー		第38期連結会計年度	
営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整的当期結損失() 720,838 167,854 減債損失 77,962 52,466 減損損失 142,827 59,406 のわん償却額 8,300 3,357 繰延資産償却額 14,362 4,963 たな期資産評価損 66,000 33,971 負ののわん償却額 6,002 6,002 自己新株予的權罪債		(自 平成21年3月1日	(自 平成22年3月1日
税金等調整前当期純損失()		至 平成22年2月28日)	至 平成23年2月28日)
減価償却費 77,962 52,466 減損損失 142,827 59,406 のれん償却額 8,300 33,575 繰延資産償却額 14,862 4,963 たな卸資産評価損 168,000 33,971 負ののれん價却額 6,002 6,002 自己新杯予約権評価損 - 29,900 資間引当金の増減額(は減少) 46,987 44,569 退職給付引当金の増減額(は減少) 48,879 48,879 在網門發展技術等の支払利息 16,949 21,167 受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 保険解的損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権保人益 82,907 1,183 固定資産能却損益(は益) 113 6,790 固定資産能却損益(は益) 113 6,790 固定資産能却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 安取利解金 - 4,700 貨間損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) 208,376 27,660 不助産事業出資金の地減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 128,009 349,258 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 316,658 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 316,658 その他の流動資産の関連額 42,204 27,55			
減損損失	税金等調整前当期純損失()	720,838	167,854
のれん償却額 8,300 3,357 繰延資産償却額 14,362 4,963 たな卸資産評価損 168,000 33,971 負ののれん傷却額 6,002 6,002 自己新株予約権評価損 - 29,900 貸倒引当金の増減額((は減少) 19,931 1,460 店舗開鎖損失引当金の増減額((は減少) 61,949 21,167 受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 保険解的損益((は益)) 72,696 36,512 新株予約権限入益 82,907 1,183 固定資産廃却損益((は益)) 113 6,790 固定資産除却損益((は益)) 13,812 150 投資有価証券評価損益((は益)) 13,812 150 投資有価証券評価損益((は益)) 111,192 - 受取和解金 - 65,262 少資利損益((は益)) 111,192 - 受取和解金 - 65,254 赤上債権の増減額((は益)) 111,192 - 安取和解金の地域額((は増加)) - 163,968 たな卸資産の増減額((は増加)) - 163,968 たな卸資産の増減額((は増加)) - 163,968 たな卸資産の増減額((は増加) - 38,039 その他の流動資産の増減額((は増加) 17,589 31,658 </th <th>減価償却費</th> <th>77,962</th> <th>52,466</th>	減価償却費	77,962	52,466
操延資産償却額	減損損失	142,827	59,406
たな卸資産評価損 負ののれん情却額 ら、002 自己新株予約権評価損 ・ 29,900 自己新株予的権評価損 ・ 19,931 1,460 店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少) 48,879 48,879 その他の引当金の増減額(は減少) 61,949 21,167 受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 保険解約損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産廃却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損益(は益) 56,262 - 1 投資有価証券売却損益(は益) 38,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 38,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 4 受取和解金 - 4,700 受取和解金 - 4,700 関係性等の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,934 その他の流動資産の母減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動資産の母減額(は減少) 217,429 29,830 を対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	のれん償却額	8,300	3,357
自己新株予約権評価損	繰延資産償却額	14,362	4,963
自己新株予約権評価損 貸倒引当金の増減額(は減少) 46,987 44,569 退職給付引当金の増減額(は減少) 48,879 48,879 その他の引当金の増減額(は減少) 61,949 21,167 受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 保険解約損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産院却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損益(は益) 111,192 4,700 負倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな町資産の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 28,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 175,599 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和除金の支払額 52,888 33,532 和除金の支払額 52,888 33,532 和除金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 - 19,600 法人稅等の遺付額 2,620 735 法人稅等の遺付額 2,620 735	たな卸資産評価損	168,000	33,971
貸倒引当金の増減額(は減少) 19,931 1,460 退職給付引当金の増減額(は減少) 19,931 1,460 店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少) 48,879 48,879 その他の引当金の増減額(は減少) 61,949 21,167 受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 (保険解約損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産売却損益(は益) 113 6,790 固定資産売却損益(は益) 113 6,790 固定資産廃却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) 175,589 31,668 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,668 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,668 その他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,668 その他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,668 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の支払額 52,888 33,532 和解金の支払額 - 19,600 法人税等の退付額 2,620 735 法人税等の退付額 2,620 735 法人税等の退付額 2,620 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	負ののれん償却額	6,002	6,002
退職給付引当金の増減額(は減少) 19,931 1,460 店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少) 48,879 48,879 その他の引当金の増減額(は減少) 61,949 21,167 受取利息及び受取配当金 (決解的損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権床入益 固定資産院却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損益(は益) 13,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸租集失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 183,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 183,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) - 38,039 せの他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,658 小計 462,008 119,833 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 </th <th>自己新株予約権評価損</th> <th>-</th> <th>29,900</th>	自己新株予約権評価損	-	29,900
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少) 48,879 48,879 その他の引当金の増減額(は減少) 61,949 21,167 受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 保険解約損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権侯入益 82,907 1,183 固定資産院却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損益(は益) 13,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな到資産の増減額(は増加) - 38,039 住権の増減額(は増加) - 38,039 住人債務の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は増加)	貸倒引当金の増減額(は減少)	46,987	44,569
その他の引当金の増減額(は減少) 61,949 21,167 受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 保険解約損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産院却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損 13,812 150 投資有価証券完却損益(は益) 56,262 - 投資有価証券完却損益(は益) 33,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 住人債務の増減額(は増加) - 38,039 住人債務の増減額(は増加) - 38,039 その他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息の支払額 - 4,700	退職給付引当金の増減額(は減少)	19,931	1,460
受取利息及び受取配当金 41,956 3,888 保険解約損益(は益) - 5,069 支払利息 72,996 36,512 新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産除却損益(は益) 113,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 56,262 - 投資有価証券売却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) - 38,039 仕人債務の増減額(は増加) - 38,039 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 - 4,700 和解金の受取額 - 4,700 和解金の受取額 - 4,700 和解金の受取額 <th>店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)</th> <th>48,879</th> <th>48,879</th>	店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	48,879	48,879
保険解約損益(は益) - 5,069 支払利息 72,696 36,512 新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産売却損益(は益) 113,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 56,262 - 投資有価証券評価損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) - 38,039 住入債務の増減額(は増加) - 38,039 住入債務の増減額(は増加) - 38,039 住入債務の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は増加) 217,429 29,830 その他の流動資産の増減額(は満加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は満加) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減か) 217,429 29,830 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 52,888 33,532 和解金の受払額 2,575 <t< th=""><th>その他の引当金の増減額(は減少)</th><th>61,949</th><th>21,167</th></t<>	その他の引当金の増減額(は減少)	61,949	21,167
支払利息 72,696 36,512 新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産売却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損 13,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) - 38,039 住入債務の増減額(は減少) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減少) 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 大人税等の支払額	受取利息及び受取配当金	41,956	3,888
新株予約権戻入益 82,907 1,183 固定資産売却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損 13,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 56,262 - 投資有価証券評価損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 仕人債務の増減額(は減少) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 - 4,700 和解金の受取額 - 4,700 和解金の受取額 - 4,700 大税等の支払額 2,620 735	保険解約損益(は益)	-	5,069
固定資産院却損益(は益) 113 6,790 固定資産除却損 13,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 56,262 - 投資有価証券評価損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 住人債務の増減額(は増加) - 38,039 仕人債務の増減額(は減少) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 - 4	支払利息	72,696	36,512
固定資産除却損 13,812 150 投資有価証券売却損益(は益) 56,262 - 投資有価証券評価損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は減少) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動資産の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 2,620 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	新株予約権戻入益	82,907	1,183
投資有価証券売却損益(は益) 56,262 - 投資有価証券評価損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 - 19,600 法人税等の支払額 26,20 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	固定資産売却損益(は益)	113	6,790
投資有価証券評価損益(は益) 83,615 24,783 関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) 7- 38,039 仕入債務の増減額(は減少) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 - 19,600 法人税等の遺付額 2,620 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	固定資産除却損	13,812	150
関係会社株式売却損益(は益) 111,192 - 受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,009 仕入債務の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は減少) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 19,600 法人税等の還付額 2,620 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	投資有価証券売却損益(は益)	56,262	-
受取和解金 - 4,700 貸倒損失 - 65,254 売上債権の増減額(は増加) 208,376 27,660 不動産事業出資金の増減額(は増加) - 163,968 たな卸資産の増減額(は増加) - 38,009 仕入債務の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は減少) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は減少) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 2,620 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	投資有価証券評価損益(は益)	83,615	24,783
貸倒損失-65,254売上債権の増減額(は増加)208,37627,660不動産事業出資金の増減額(は増加)-163,968たな卸資産の増減額(は増加)128,009349,258破産更生債権等の増減額(は増加)-38,039仕入債務の増減額(は減少)382,65096,181その他の流動資産の増減額(は増加)175,58931,658その他の流動負債の増減額(は減少)217,42929,830その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の支払額-4,700和解金の支払額-4,700社議の遺付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	関係会社株式売却損益(は益)	111,192	-
売上債権の増減額(は増加)208,37627,660不動産事業出資金の増減額(は増加)-163,968たな卸資産の増減額(は増加)128,009349,258破産更生債権等の増減額(は増加)-38,039仕入債務の増減額(は減少)382,65096,181その他の流動資産の増減額(は増加)175,58931,658その他の流動負債の増減額(は減少)217,42929,830その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の受取額-4,700和解金の支払額-4,700法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	受取和解金	-	4,700
不動産事業出資金の増減額(は増加)-163,968たな卸資産の増減額(は増加)128,009349,258破産更生債権等の増減額(は増加)-38,039仕入債務の増減額(は減少)382,65096,181その他の流動資産の増減額(は増加)175,58931,658その他の流動負債の増減額(は減少)217,42929,830その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-4,700和解金の支払額2,620735法人税等の遺付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	貸倒損失	-	65,254
たな卸資産の増減額(は増加) 128,009 349,258 破産更生債権等の増減額(は増加) - 38,039 仕入債務の増減額(は増加) 382,650 96,181 その他の流動資産の増減額(は増加) 175,589 31,658 その他の流動負債の増減額(は増加) 217,429 29,830 その他 19,883 36,954 小計 462,008 119,633 利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 4,700 和解金の支払額 - 19,600 法人税等の還付額 2,620 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	売上債権の増減額(は増加)	208,376	27,660
破産更生債権等の増減額(は増加)-38,039仕入債務の増減額(は減少)382,65096,181その他の流動資産の増減額(は増加)175,58931,658その他の流動負債の増減額(は減少)217,42929,830その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-4,700法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	不動産事業出資金の増減額(は増加)	-	163,968
仕入債務の増減額(は減少)382,65096,181その他の流動資産の増減額(は減少)175,58931,658その他の流動負債の増減額(は減少)217,42929,830その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-4,700法人税等の遺付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	たな卸資産の増減額(は増加)	128,009	349,258
その他の流動資産の増減額(は増加)175,58931,658その他の流動負債の増減額(は減少)217,42929,830その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-4,700法人税等の遺付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	破産更生債権等の増減額(は増加)	-	38,039
その他の流動負債の増減額(は減少)217,42929,830その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-19,600法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	仕入債務の増減額(は減少)	382,650	96,181
その他19,88336,954小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-19,600法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	その他の流動資産の増減額(は増加)	175,589	31,658
小計462,008119,633利息及び配当金の受取額42,2042,575利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-19,600法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	その他の流動負債の増減額(は減少)	217,429	29,830
利息及び配当金の受取額 42,204 2,575 利息の支払額 52,888 33,532 和解金の受取額 - 4,700 和解金の支払額 - 19,600 法人税等の還付額 2,620 735 法人税等の支払額 24,089 28,457	その他	19,883	36,954
利息の支払額52,88833,532和解金の受取額-4,700和解金の支払額-19,600法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	小計	462,008	119,633
和解金の受取額-4,700和解金の支払額-19,600法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	利息及び配当金の受取額	42,204	2,575
和解金の支払額-19,600法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	利息の支払額	52,888	33,532
法人税等の還付額2,620735法人税等の支払額24,08928,457	和解金の受取額	-	4,700
法人税等の支払額 24,089 28,457	和解金の支払額	-	19,600
	法人税等の還付額	2,620	735
営業活動によるキャッシュ・フロー 494,162 46,054	法人税等の支払額	24,089	28,457
	営業活動によるキャッシュ・フロー	494,162	46,054

(単位:千円)

	第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日	第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日
	至 平成21年3月1日	至 平成23年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	7,451	40,052
有形固定資産の売却による収入	194	8,329
無形固定資産の取得による支出	915	5,903
投資有価証券の売却による収入	139,863	176
定期預金の預入による支出	9,371	-
定期預金の払戻による収入	81,000	-
差入保証金の差入による支出	5,073	60,234
差入保証金の回収による収入	251,957	372,407
長期貸付金の回収による収入	109,200	1,800
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 収入	2 57,462	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	2 88,161	-
スロ 保険積立金の解約による収入	-	6,871
その他	13,063	156
	541,768	183,551
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	566,605	-
長期借入れによる収入	-	250,000
長期借入金の返済による支出	232,024	151,980
自己株式の取得による支出	5	0
その他	10,728	4,389
財務活動によるキャッシュ・フロー	787,906	93,630
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,012	329
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	742,312	323,565
現金及び現金同等物の期首残高	3,140,245	2,388,235
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	9,696	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,388,235	1 2,711,801
-		

【継続企業の前提に関する事項】

第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

当社グループは、前連結会計年度において営業損失1,691 百万円、当期純損失1,700百万円を計上し、当連結会計年度 においても営業損失435百万円、当期純損失655百万円を計 上しました。営業キャッシュ・フローにおいても6期連続 してマイナスとなっており、継続企業の前提に関する重要 な疑義を生じさせる状況が存在しております。

連結財務諸表作成会社である当社は、こうした状況を改善すべく、グループ全体でキャッシュ・フローを重視し、財務体質の改善に取り組んでおります。当連結会計年度末(平成22年2月28日現在)において当社グループが保有する現預金残高は22億49百万円であり、資金繰りに支障はございません。今後につきましても、グループ各社において経営合理化による経費削減を継続しながら、キャッシュ・フローを重視し、既存事業の強化・改善により収益確保を図ってまいります。

また、当社は、平成19年3月22日付でグローバル・ファンデックス株式会社の株式を取得し子会社化したことに伴い、株式会社大阪証券取引所より同所の不適当な合併等の規定に基づき、当社が実質的な存続会社ではないとされ、当社は平成19年4月13日付で上場猶予期間に入っております

当社は、株式会社大阪証券取引所へ過去2回の改善報告書を提出しております。同所の有価証券上場規程平成21年12月30日改正付則第2項に基づき、「当該規則施行日(平成21年12月30日)から過去5年以内に改善報告書を1回提出している場合は公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は公表措置をで改善措置を講じているものとみなします」に該当し、株式会社大阪証券取引所から平成19年12月4日に公表措置、平成20年7月2日に警告措置を受けたとみなされております。従いまして、公表措置を受けたとみなされた日から起算して5年以内に「適時開示規則第2章(会社情報の適時開示等)」又は「企業行動規範に関する規則第2章(遵守すべき事項)」の規程に違反し、警告措置を受けた場合には株式会社大阪証券取引所の定める株券上場廃止基準に該当することになります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な不確実性が認められるため、継続企業の前提に関する注記を記載しております。

連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、 継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務 諸表には反映しておりません。 第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

当社グループは、前連結会計年度において営業キャッシュ・フローが6期連続してマイナスとなっており、損益面では、営業損失435百万円及び当期純損失655百万円を計上しております。当連結会計年度においては、営業キャッシュ・フローはプラスに転じ、営業利益16百万円を計上したものの、依然として当期純損失191百万円を計上しております。当該状況により当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

連結財務諸表作成会社である当社は、こうした状況を改善すべく、グループ各社における財務体質の改善に取り組んでおります。当連結会計年度末(平成23年2月28日現在)において、当社グループが保有する現金及び預金残高は2,811百万円であり、グループ各社に対しては、キャッシュ・フローを重視しながら運営するよう指導を行っており、資金繰りに支障はございません。引き続きグループ各社において、経営合理化による経費削減を継続するとともに、キャッシュ・フローを重視しながら、既存事業の強化・改善による収益確保を図るべく努めてまいります。また、今後も不採算事業・部門の撤退、遊休・不働資産の売却等により、相応のキャッシュ・ポジションを維持していく方針であります。

当社グループ内で収益インパクトが大きい、不動産事業を行っている株式会社プロジェ・ホールディングスにつきましては、経営の合理化とともに不動産事業領域の選択と集中により確実な収益確保と継続的な営業キャッシュ・フローを創出すべく、事業の安定化を図っております。

当社の主要子会社であります婦人子供服販売事業を行なっている株式会社エルメにつきましては、前連結会計年度までに営業店舗・マーケット戦略の大幅な見直しを行い、不採算店舗の退店を行っており、今後も小額ながら収益の見込める催事店舗の出店やより一層コスト削減に努め収益の確保を図ってまいります。

PC販売事業については、5万円以下のノートパソコン や高性能ノートパソコンの販売の他に、サービス面でも月 額定額制の保守サービス会員獲得に注力し利益確保に努め ております。

しかしながら、一連の景気刺激策や金融緩和により緩やかに回復基調は見られるものの雇用情勢の悪化や日本経済に対する先行不安などから個人消費が低迷している中での施策であるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、 継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務 諸表には反映しておりません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 第39期連結会計年度 第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日 (自 平成22年3月1日 至 平成22年 2 月28日) 至 平成23年2月28日) 1 連結の範囲に関する事項 1 連結の範囲に関する事項 子会社は、全て連結しております。 子会社は、全て連結しております。 連結子会社の数 4社 連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 連結子会社の名称 (株)エルメ (株)エルメ (株)プロジェ・ホールディングス (株)プロジェ・ホールディングス ㈱ドーコーボウ (株)ドーコーボウ (株)オーエー・システム・プラザ (株)オーエー・システム・プラザ 連結範囲の変更 他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有 しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の (株)ディーアンドアール・インテグレイツは、平成21 年3月2日付で全株式を譲渡し連結子会社ではなく 会社等の名称 なりました。 (株)グローバルコーポレーション (株)サイバーリップルは、平成21年8月10日付で全株 子会社としなかった理由 特別清算手続開始の決定を受け、かつ、有効な支配 式を譲渡し連結子会社ではなくなりました。 従属関係が存在しないと認められたためでありま (株)オーパは、平成21年9月18日付で清算を結了致し す。 ました。

(㈱グローバルコーポレーションは、平成21年12月24日に解散し特別清算手続開始の決定を受け、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められたため、連結の範囲から除外しております。

(株)ダイヤモンドエージェンシーは、平成22年1月12日付で全株式を譲渡し連結子会社ではなくなりました。

他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有 しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の 会社等の名称

㈱グローバルコーポレーション

子会社としなかった理由

特別清算手続開始の決定を受け、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められたためであります。

2 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため該当事項はありません。

第38期連結会計年度
(自 平成21年3月1日
至 平成22年2月28日)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日 と一致しております。

- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券 償却原価法

b その他有価証券

時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

a 商品及び製品

婦人子供服販売事業における店舗商品は売価還元低価法、商品センター商品は最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

P C 販売事業及び繊維事業では移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

b 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

不動産事業における販売用不動産及び仕掛販売用不動産は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

c 仕掛品

繊維事業では移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

d 貯蔵品

婦人子供服販売事業及びPC販売事業では最終仕入れ原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しており、繊維事業及び不動産事業では移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日 と一致しております。
- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券
 - a 満期保有目的の債券

同左

b その他有価証券 時価のあるもの

時価のないもの

同左

たな卸資産

a 商品及び製品

同左

b 販売用不動産及び仕掛販売用不動産 同左

c 仕掛品

同左

d 貯蔵品

同左

第38期連結会計年度
(自 平成21年3月1日
至 平成22年2月28日)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

- a 建物及び構築物
 - イ 平成19年3月31日以前に取得したもの 主として旧定額法
 - ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの 主として定額法
- b その他の有形固定資産
 - イ 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法
 - ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付のときより3年間にわたり定額法により 償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個々の債権の回収の可能性を 検討して、回収不能見込額を合わせて計上してお ります。

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給 見込額の当連結会計年度末の負担額を見積計上し ております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に係る費用の発生及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務及び年金資産に基づき計 上しております。 第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

a 建物及び構築物

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの 同左

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの 同左

b その他の有形固定資産

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの 同左

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの 同左

無形固定資産

同左

(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費

同左

(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金

同左

賞与引当金

同左

店舗閉鎖損失引当金

退職給付引当金

同左

第	38期連結会計年度
(自	平成21年3月1日
至	平成22年2月28日)

その他の引当金

当社及び連結子会社では以下の引当金を計上して おります。なお、連結貸借対照表上では「その他の 引当金」としてまとめて表示しております。

a 違約金損失引当金

将来発生する可能性のある売買契約違約損失に備えるため、当連結会計年度に必要と見込まれる損失発生見込み額を計上しております。

b事務所移転費用引当金

事務所の移転に係る費用の発生見込額を計上しております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。
- 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんは、効果の発現が見込まれる期間(5年、10年又 は20年)で均等償却を行っております。金額の僅少な ものについては、発生年度に一括償却しております。
- 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満 期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない 短期的な投資であります。

第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

その他の引当金

当社及び連結子会社では以下の引当金を計上しております。なお、連結貸借対照表上では「その他の引当金」としてまとめて表示しております。

a 違約金損失引当金

b事務所移転費用引当金

同左

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理

同左

連結納税制度の適用

同左

- 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左
- 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左
- 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

第38期連結会計年度 第39期連結会計年度 (自 平成21年 3 月 1 日 (自 平成22年 3 月 1 日 至 平成22年 2 月28日) 至 平成23年 2 月28日)

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

不動産事業及び繊維事業における通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、販売用不動産は個別法による原価法、商品及び製品、仕掛品、貯蔵品は移動平均法による原価法によっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)が当連結会計年度から適用されたことに伴い、販売用不動産は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)、商品及び製品、仕掛品、貯蔵品は移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)に変更しております。これにより、営業損失及び経常損失、税金等調整前当期純損失は58,764千円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

PC販売事業における通常の販売目的で保有するたな 卸資産については、従来、移動平均法による原価法に よっておりましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基 準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)が当連結会計年度から適用され たことに伴い、移動平均法による原価法(貸借対照表価 額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方 法)に変更しております。これにより、営業損失及び経 常損失、税金等調整前当期純損失は13,583千円増加して おります。なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇 所に記載しております。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日企業会計基準委員会 平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日 日本公認会計土協会 会計制度委員会 平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転 外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借 取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用して おります。この変更が損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

【 衣示方法の変史】	
第38期連結会計年度 (自 平成21年 3 月 1 日	第39期連結会計年度
	(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
(連結貸借対照表)	
1 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等	
の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣	
 府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度	
において、「たな卸資産」として掲載されていたものは、	
当連結会計年度から「商品及び製品」「販売用不動産」	
- に区分掲記しております。	
なお、前連結会計年度の、「たな卸資産」に含まれている	
 「商品及び製品」「販売用不動産」「仕掛品」「原材料	
及び貯蔵品」は、それぞれ1,232,574千円、1,432,757千	
円、41,150千円、1,729千円であります。	
2 前連結会計年度において、「長期差入保証金」と表記し	
ていたものは、EDINETへのXBRL導入に伴い連	
結財務諸表の比較可能性を向上させるため、当連結会計	
年度より「差入保証金」として表記しております。	
3 前連結会計年度末において、投資その他の資産の「その	
他」に含めておりました「破産更生債権等」(前連結会	
計年度324,103千円)については、資産の総額の100分の	
5 超となったため、当連結会計年度より区分掲記してお	
ります。	
(連結損益計算書)	
1 前連結会計年度において、「消費税等差額」、「訴訟和	
解益」及び「事業所移転損失」と表記していたものは、	
EDINETへのXBRL導入に伴い連結財務諸表の比	
較可能性を向上させるため、当連結会計年度よりそれぞ	
れ営業外費用の「租税公課」、特別利益の「受取和解	
金」及び特別損失の「事務所移転費用」として表記して	
おります。	
(連結キャッシュ・フロー計算書)	
1 前連結会計年度において、「投資有価証券売却損」、	
「投資有価証券売却益」、「長期性預金の預入による支	
出」、「長期性預金の払戻のよる収入」及び「連結子会	
社株式の追加取得による支出」と表記していたものは、	
EDINETへのXBRL導入に伴い、連結財務諸表の	
比較可能性を向上させるため、当連結会計年度よりそれ	
ぞれ「投資有価証券売却損益」(売却益と売却損を相殺	
しております)、「定期預金の預入による支出」、「定期	
預金の払戻による収入」及び「子会社株式の取得による	
支出」として表記しております。	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

第38期連結会計年度		第39期連結会計年	
(平成22年2月28日)		(平成23年2月28日)
1 担保資産		1 担保資産	
(1)担保に供している資産		(1)担保に供している資産	_ _
定期預金	100,641千円	定期預金	100,778千円
建物及び構築物	379,845千円	仕掛販売用不動産	359,319千円
	1,164,832千円	建物及び構築物	360,076千円
合計	1,645,319千円	土地	1,218,534千円
		合計	2,038,708千円
(2)上記に対応する債務		(2) 上記に対応する債務	
支払手形及び買掛金	17,045千円	支払手形及び買掛金	42,601千円
短期借入金	726,480千円	短期借入金	949,600千円
長期借入金	538,110千円	長期借入金	438,510千円
合計	1,281,635千円	合計	1,430,711千円
2 有形固定資産の減価償却累計額		2 有形固定資産の減価償却累計額	
	1,407,085千円		1,439,395千円
3 連結会計年度末日満期手形			
連結会計年度末日満期手形の会計			
手形交換日をもって決済処理をして			
連結会計年度末日が金融機関の休日			
の連結会計年度末日満期手形が連絡	芸計年度末残高に		
含まれております。			
受取手形	12,289千円		
支払手形	4,440千円		
4 連結子会社㈱オーエー・システム		4 連結子会社㈱オーエー・システ	
は、運転資金の効率的な調達を行うた		は、運転資金の効率的な調達を行うな	
当座貸越契約を締結しております。こ		当座貸越契約を締結しております。	
く当連結会計年度末の借入未実行残高	ほは次のとおりであ	く当連結会計年度末の借入未実行残	高は次のとおりであ
ります。	_	ります。	
当座貸越極度額の総額	600,000千円	当座貸越極度額の総額	600,000千円
借入実行残高	600,000千円	借入実行残高	600,000千円
差引額	- 千円	差引額	- 千円

(連結損益計算書関係)

第38期連結会計年度
(自 平成21年3月1日
至 平成22年2月28日)

1 期末たな卸資産は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

83.005千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

従業員給料・賞与985,448千円賞与引当金繰入40,471千円照明冷暖房費198,789千円賃借料679,932千円支払報酬506,418千円

3 店舗閉鎖損失

(㈱エルメ アリオ鳳店他 112,194千円

5 固定資産除却損のうち主なもの

建物及び構築物6,424千円工具、器具及び備品3,610千円ソフトウエア1,274千円

7 減損損失

(1)減損損失を認識した主な資産

当社グループは、当連結会計年度において、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
婦人子供服販売 事業関連資産	建物及び 構築物、工 具、器具 及び備品、 ソフトウエ ア	大阪市中央区 兵庫県明石市 栃木県宇都宮市 愛知県春日井市 名古屋市中村区
PC販売事業	建物及び 構築物、 工具、器具 及び備品、 土地	徳島県徳島市
繊維事業	建物、機械 装置、ソフ トウエア、 その他	大阪市中央区
共用資産	建物及び 構築物。 工具、器具 及びオートウエ ア	東京都港区

第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

1 期末たな卸資産は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ 後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に 含まれております。

26,487千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

従業員給料・賞与690,260千円賞与引当金繰入41,028千円照明冷暖房費105,946千円賃借料440,007千円支払報酬464,777千円

4 固定資産売却益のうち主なもの

建物及び構築物 7,804千円

5 固定資産除却損のうち主なもの

建物及び構築物135千円工具、器具及び備品14千円

6 固定資産売却損のうち主なもの 土地 1.014千円

7 減損損失

(1)減損損失を認識した主な資産

当社グループは、当連結会計年度において、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
婦人子供服販売 事業関連資産	建物及び 構築物、工 具、器具 及び備品	東京都板橋区大阪府茨木市
PC販売事業	建物及び 構築物、 工具、器具 及び備品、 土地	徳島県徳島市
不動産事業	土地	徳島県徳島市
共用資産	建物	東京都港区

第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、 将来キャッシュ・フローによって当該資産の簿価全額 を回収できる可能性が低いと判断したことから減損損 失を計上しております。

(3)減損損失の金額

建物及び構築物	72,991千円
機械装置	853千円
工具、器具及び備品	11,190千円
土地	32,330千円
ソフトウエア	22,689千円
その他	2,772千円
合計	142,827千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用に当たって、原則として事業の種類別セグメントを基礎としたグルーピングを行っております。なお、賃貸用資産、店舗用資産、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

(5)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により 測定しております。回収可能価額を正味売却価額で測 定している場合には、原則として零としており、回収可 能価額を使用価値で測定している場合には、将来 キャッシュ・フローを1.1%で割り引いて算出してお ります。

第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

(2) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、 将来キャッシュ・フローによって当該資産の簿価全額 を回収できる可能性が低いと判断したことから減損損 失を計上しております。

(3)減損損失の金額

建物及び構築物	14,155千円
工具、器具及び備品	181千円
土地	45,070千円
合計	59,406千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは減損会計の適用に当たって、原則として事業の種類別セグメントを基礎としたグルーピングを行っております。なお、賃貸用資産、店舗用資産、遊休資産については、個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

(5)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値または正味売却価額により 測定しております。回収可能価額を正味売却価額で測 定している場合には、原則として不動産鑑定評価基準 に基づき測定しており、回収可能価額を使用価値で測 定している場合には、将来キャッシュ・フローがマイ ナスであるため具体的な割引率を算定せず、回収可能 価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	239,935,000	-	-	239,935,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	4,345	2,198		6,543

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 2,198株

3.新株予約権等に関する事項

	中部目的となる		目的となる株式の数(株)				当連結会計
会社名	内訳	株式の種類	前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	1	1	ı	-	2,139
連結子会社	-	-	-		•	-	28,217
	合計		-		•	-	30,356

第39期連結会計年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	239,935,000	-	-	239,935,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	6,543	1,044		7,587

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,044株

3.新株予約権等に関する事項

		目的となる		目的となる株	式の数(株)		当連結会計
会社名	内訳	日的となる 株式の種類	前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計年度末	年度末残高
			十皮小			十尺小	(111)
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	1,375
連結子会社	-	-	-	-	-	-	57,698
	合計		-	-	-	-	59,073

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

_	(1-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1	- 151-5· <i>)</i>			
	第38期連結会計年度 (自平成21年3月1日		第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日		
ŀ	至 平成22年 2 月28日	<u> </u>	至平成23年2月28日)		
	1 現金及び現金同等物の期末残高とi	重結貸借対照表に	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に		
	掲記されている科目の金額との関	係	掲記されている科目の金額との関係		
	現金及び預金	2,249,983千円	現金及び預金 2,811,964千円		
	預け金(流動資産その他)	238,893千円	預け金(流動資産その他) 615千円		
	預入期間3ヶ月超の定期預金	100,641千円	預入期間 3 ヶ月超の定期預金 100,778千円		
	 現金及び現金同等物	2,388,235千円	現金及び現金同等物 2,711,801千円		
	2 当連結会計年度に株式の売却により)連結子会社でな			
	くなった会社の資産及び負債の主な内訳				
	株式会社サイバーリップル				
	流動資産	3,270千円			
	固定資産	2,524千円			
	流動負債	4,547千円			
	その他	7,744千円			
	株式売却益	51,009千円			
	当該会社株式売却価額	60,000千円			
	現金及び現金同等物	2,537千円			
	差引:売却による収入	57,462千円			
- 1					

(自	88期連結会計年度 平成21年 3 月 1 日
至	平成22年 2 月28日)
	ンドアール・インテグレイツ
流動資産	232,465千円
固定資産	5,336千円
流動負債	57,672千円
固定負債	26,480千円
その他	18,511千円
株式売却益	40,861千円
当該会社株式売却]価額 176,000千円
仲介手数料	20,000千円
現金及び現金同等	物 196,700千円
差引:売却による	支出 40,700千円
14-45 A 41 4-8 / L-	
	' モンドエージェンシー
流動資産	434,519千円
固定資産	57,729千円
流動負債	479,071千円
固定負債	150,783千円
その他(のれん他)	119,364千円
株式売却益	19,321千円
当該会社株式売却]価額 1,080千円
現金及び現金同等	物 48,540千円
	·支出 47,460千円
3 重要な非資金取引	
貸付金の担保権の行 販売用不動産	f使による販売用不動産の取得 568,572千円
~~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	555,5.2 [1]

(リース取引関係)

第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日		第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日	
至 平成22年	2月28日)	至 平成23年	F 2 月28日)
1 リース物件の所有権が借主に	こ移転すると認められるも		
の以外のファイナンス・リ	ース取引		
当該取引を行っていた株式	大会社ダイヤモンドエー		
ジェンシーが当社グルー	ジェンシーが当社グループの連結から離脱したた		
め、該当事項はございませ	め、該当事項はございません。		
2 オペレーティング・リース取引		2 オペレーティング・リース	、取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能の		オペレーティング・リーご	ス取引のうち解約不能の
ものに係る未経過リース料		ものに係る未経過リース料	
1 年以内	245,816千円	1 年以内	251,541千円
_1 年超	1,574,458千円	1年超	1,707,543千円
合計	1,820,524千円		1,959,084千円

(金融商品関係)

第39期連結会計年度(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、売買益を目的とするような投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に店舗の土地及び建物を賃借するための敷金及び保証金と営業取引に係わる保証金であり、 契約先(賃貸人または取引先)の信用リスクに晒されております。その差入先に対する信用リスクについて は、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制となっております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はその全てが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係わる資金調達であります。短期借入金と長期借入金の一部については変動金利のため、金利の変動リスクに晒されております。

長期預り保証金は不動産賃貸事業における賃借人からの敷金及び保証金であります。

これらの営業債務、借入金及び長期預り保証金は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、毎月、資金繰り計画を見直すなどの方法によりそのリスクを回避しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,811,964	2,811,964	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(1)	498,823		
`´貸倒引当金(1)	1,373		
	497,450	497,450	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	100,000	-
(4) 長期貸付金	504,499		
(2)	496,545		
	7,953	7,953	<u>-</u>
(5) 差入保証金	447,132		
(資倒引当金)	-		
	447,132	348,802	98,330
(6) 長期未収入金	36,125		
(3)	35,986		
	139	139	<u>-</u>
(7) 破産更生債権等	2,673,931		
貸倒引当金(4)	2,673,638		
	293	293	-
資産計	3,864,934	3,766,603	98,330
(1) 支払手形及び買掛金	434,866	434,866	-
(2) 短期借入金	600,000	600,000	-
(3) 未払法人税等	59,659	59,659	
(4) 長期借入金(5)	798,110	798,110	-
(5) 長期預り保証金	156,676	139,745	16,930
負債計	2,049,312	2,032,381	16,930

- 1)受取手形及び売掛金に係わる貸倒引当金を控除しております。
- (2)長期貸付金に係わる貸倒引当金を控除しております。
- (3)長期未収入金に係わる貸倒引当金を控除しております。
- (4)破産更生債権等に係わる貸倒引当金を控除しております。
- (5)長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

主に短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。なお、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、時価を算定しております。

(3) 有価証券

有価証券は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した額に近似しており、当該帳簿価額によっております。

(5) 差入保証金

一定の期間毎に分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利率等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期未収入金(7) 破産更生債権等

これらは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した額に近似しており、当該帳簿価額によっております。 **6** 債

(1) 支払手形及び買掛金(2) 短期借入金(3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した適切な利率で割り引いた現在価値 により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	4,030
差入保証金	881,045

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,811,964	-	-	-
受取手形及び売掛金	498,823	-	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	100,000	-	-	-
差入保証金	71,072	152,627	116,596	106,836
合計	3,481,860	152,627	116,596	106,836

⁽注)差入保証金の一部、長期貸付金、長期未収入金、破産更生債権等は償還予定が見込めないため、記載して おりません。

4 . 長期借入金の決算後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(追加情報)

第39期連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

第38期連結会計年度(平成22年2月28日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	連結貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
	株式	-	-	-
連結貸借対照表計上額が	債券	-	-	-
取得原価を超えるもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
	株式	-	-	-
連結貸借対照表計上額が	債券	-	-	-
取得原価を超えないもの	その他	24,960	23,920	1,040
	小計	24,960	23,920	1,040
合言	†	24,960	23,920	1,040

(注) 当連結会計年度において一部減損処理を行い、減損処理後の帳簿価額を取得原価に計上しております。

当連結会計年度の減損処理額は次のとおりであります。

その他 23,920千円

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
118,632	56,262	-

4 時価評価されていない主な有価証券の内容

種類	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	4,030
非上場外国債	-
その他	-
合計	4,030

(注) 当連結会計年度において一部減損処理を行い、減損処理後の帳簿価額を取得原価に計上しております。 当連結会計年度の減損処理額は次のとおりであります。

株式 59,695千円

5 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の連結決算日後における償還予定額該当事項はありません。

第39期連結会計年度(平成23年2月28日)

1 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計 上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	100,000	100,000	-
合言	+	100,000	100,000	-

2 その他有価証券 該当事項はありません。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	176	-	-
(2) 債券			
国債・地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
	176	-	-

4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券(その他有価証券の株式)について24,783千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、 $40\sim50\%$ 程度下落した場合には回復可能性を考慮して必要と認められる額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) 当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

第39期連結会計年度(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) 当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第38期連結会計年度(平成22年2月28日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

12 131112 13 12 13 13 13 13 13		
		第38期連結会計年度 (平成22年2月28日)
退職給付債務	(千円)	75,263
年金資産	(千円)	3,073
未積立退職給付債務	(千円)	72,190
会計基準変更時差異の未処理額	(千円)	-
未認識数理計算上の差異	(千円)	-
未認識過去勤務債務	(千円)	-
貸借対照表計上額純額	(千円)	72,190
退職給付引当金	(千円)	72,190
		•

(注) 当該連結子会社は、退職給付債務の計算にあたり簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

		第38期連結会計年度 (平成22年 2 月28日)
勤務費用	(千円)	11,114
退職給付費用	(千円)	11,114

(注) 当該連結子会社は、退職給付費用の計算にあたり簡便法を採用しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率については記載しておりません。

第39期連結会計年度(平成23年2月28日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

		第39期連結会計年度 (平成23年2月28日)
退職給付債務	(千円)	75,662
年金資産	(千円)	2,011
未積立退職給付債務	(千円)	73,650
会計基準変更時差異の未処理額	(千円)	-
未認識数理計算上の差異	(千円)	-
未認識過去勤務債務	(千円)	-
貸借対照表計上額純額	(千円)	73,650
退職給付引当金	(千円)	73,650

⁽注) 当該連結子会社は、退職給付債務の計算にあたり簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

		第39期連結会計年度 (平成23年2月28日)
勤務費用	(千円)	10,820
退職給付費用	(千円)	10,820

- (注) 当該連結子会社は、退職給付費用の計算にあたり簡便法を採用しております。
 - 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率については記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

- 1.ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上及び科目名販売費及び一般管理費 2,205千円
- 2.権利不行使による失効により利益計上した金額 特別利益 新株予約権戻入益 82,907千円
- 3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5 月22日	平成15年12月25日
付与対象者の区分及び 人数	子会社取締役 1名 子会社従業員 14名	取締役 1 名 監査役 2 名 従業員 4 名 子会社取締役 3 名 子会社従業員 16名
株式の種類及びストッ ク・オプションの数	普通株式 3,000,000株	普通株式 5,945,000株
付与日	平成15年 6 月18日	平成16年 5 月11日
権利確定条件	新株予約権の発行にかかる取締役会において割り当てを受けたもの(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権行使時において、当社若しくは当社関連の取締役、相談役、監査役、顧問、社員及び契約社員であることを要する。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約で定めるところによる。	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件は、平成15年12月25日開催の臨時株主総会決議及び平成16年4月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約で定めるところによる。
対象勤務期間	平成15年6月18日~平成17年6月30日	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	平成17年7月1日~平成25年6月30日	平成16年6月1日~平成23年3月31日

(注)株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社	株式会社オーエー・システム・プラザ
決議年月日	平成19年 5 月25日	平成16年12月21日
付与対象者の区分及び 人数	従業員 8 名 子会社取締役 7 名 子会社従業員 166名	取締役 4名 監査役 3名 従業員 99名
株式の種類及びストッ ク・オプションの数	普通株式 449,000株	普通株式 786,000株
付与日	平成19年6月14日	平成17年5月9日
権利確定条件	対象者として新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、解任によらない退任、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。	付与日(平成17年5月9日)から権利確 定日(平成18年12月22日)まで継続して 勤務していること。
対象勤務期間	平成19年6月1日~平成21年5月31日	平成17年5月9日~平成18年12月21日
権利行使期間	平成21年6月1日~平成25年5月31日	平成18年12月22日~平成26年12月20日

(注)株式数に換算して記載しております。

会社名	株式会社オーエー・システム・プラザ	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成19年 6 月26日	平成18年 1 月12日
	従業員 61名	取締役 4名
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 8名	監査役 2名
	子会社従業員 139名	従業員 48名
株式の種類及びストック・オ プションの数	普通株式 442,000株	普通株式 1,000,000株
付与日	平成19年7月30日	平成18年 1 月27日
権利確定条件	対象者として新株予約権を付与された者 (以下「新株予約権者」という。)は、新 株予約権行使時においても、当社または当 社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、解任によらない退任、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。	新株予約権者が当社または当社子会社の 取締役、監査役または従業員の場合は、権 利行使時においても、当社または当社子会 社の取締役、監査役または従業員の地位に あることを条件とする。ただし、任期満了 による退任、定年退職または当社の取締役 会が正当な理由があると認めた場合はこ の限りではない。
対象勤務期間	平成19年7月30日~平成21年12月31日	平成18年 1 月27日 ~ 平成20年 1 月26日
権利行使期間	平成22年1月1日~平成25年12月31日	平成20年 1 月27日 ~ 平成28年 1 月27日

(注)株式数に換算して記載しております。

(12) 11120001-0001-0	(圧)			
会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス	株式会社グローバルコーポレーション		
決議年月日	平成19年 5 月30日	平成17年 9 月26日		
	子会社取締役 3名	取締役 2名		
 付与対象者の区分及び人数	子会社従業員 31名	従業員 16名		
ドラバ家自の区ガ及び八数		子会社取締役 1名		
		子会社従業員 3名		
株式の種類及びストック・オ	 普通株式 52,000株	並通性学 2 112性		
プションの数	音通休式 32,000休 	普通株式 3,112株 		
付与日	平成19年 6 月27日	平成17年 9 月26日		
	付与日(平成19年6月27日)以降、権利確	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使		
	定日(平成21年5月31日)まで継続して	時においても当社または当社の子会社の		
	勤務していること。	取締役、監査役または従業員の地位にある		
		ことを要するものとする。ただし、任期満		
権利確定条件		了により当社または当社の子会社の取締		
		役、監査役を退任した者、当社または当社		
		の子会社の従業員を定年退職した者、その		
		他正当な理由により取締役会がその権利		
		行使を承認した場合はこの限りではない。		
対象勤務期間	平成19年6月27日~平成21年5月31日	平成17年9月26日~平成19年9月26日		
権利行使期間	平成21年6月1日~平成25年5月31日	平成19年9月27日~平成27年9月26日		

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5 月22日	平成15年12月25日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	380,000	1,945,000
権利確定		-
権利行使		
失効	-	-
未行使残	380,000	1,945,000

会社名	提出会社	株式会社オーエー・システム・プラザ
決議年月日	平成19年 5 月25日	平成16年12月21日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	228,000	
付与	-	
失効	10,000	
権利確定	218,000	-
未確定残	-	
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	405,000
権利確定	218,000	
権利行使	-	
失効	106,000	3,000
未行使残	112,000	402,000

会社名	株式会社オーエー・システム・プラザ	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成19年 6 月26日	平成18年 1 月12日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	270,000	-
付与	-	-
失効	60,000	-
権利確定	210,000	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	634,000
権利確定	210,000	-
権利行使	-	-
失効	111,000	2,000
未行使残	99,000	632,000

会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス	株式会社グローバルコーポレーション
決議年月日	平成19年 5 月30日	平成17年 9 月26日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	19,000	
付与	-	
失効	1,000	
権利確定	18,000	
未確定残	-	
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	3
権利確定	18,000	
権利行使	•	-
失効	•	3
未行使残	18,000	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5 月22日	平成15年12月25日
権利行使価格(円)	55	134
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単		
価(円)	-	-

会社名	提出会社	株式会社オーエー・システム・プラザ
決議年月日	平成19年 5 月25日	平成16年12月21日
権利行使価格(円)	69	314
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単	49	
価(円)	49	-

会社名	株式会社オーエー・システム・プラザ	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成19年 6 月26日	平成18年 1 月12日
権利行使価格(円)	112	664
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単	53	
価(円)	33	-

会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス	株式会社グローバルコーポレーション
決議年月日	平成19年 5 月30日	平成17年 9 月26日
権利行使価格(円)	201	17,700
行使時平均株価(円)	•	-
付与日における公正な評価単	65	
価(円)	00	-

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成18年 9 月19日
付与対象者	田中大輔
株式の種類及びストック・オプション数 (注)	普通株式 3,000,000株
付与日	平成18年10月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
権利行使期間	平成18年10月14日~平成21年4月26日

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成22年2月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成18年 9 月19日
権利確定後(株)	
期首	3,000,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	3,000,000
未行使残	-

単価情報

会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成18年 9 月19日
権利行使価格(円)	369
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	59

5. 自社株式オプションの付与に対価性がないと判断した根拠

不動産事業投資の推進にあたり、同事業への支援・協力を期して、田中氏に平成18年9月19日開催の株式会社プロジェ・ホールディングス取締役会決議に基づく第三者割当増資の75%を割当てると同時に、経営戦略上の重要な支援者として付与したものであります。すなわち、同社の資本政策の一環として付与したものであるため、対価性はないものと判断しております。

第39期連結会計年度(自 平成22年3月1日至 平成23年2月28日)

- 1.ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上及び科目名販売費及び一般管理費 千円
- 2.権利不行使による失効により利益計上した金額 特別利益 新株予約権戻入益 1,183千円
- 3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5 月22日	平成15年12月25日
付与対象者の区分及び 人数	子会社取締役 1名 子会社従業員 14名	取締役1名監査役2名従業員4名子会社取締役3名子会社従業員16名
株式の種類及びストッ ク・オプションの数	普通株式 3,000,000株	普通株式 5,945,000株
付与日	平成15年 6 月18日	平成16年 5 月11日
権利確定条件	新株予約権の発行にかかる取締役会において割り当てを受けたもの(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権行使時において、当社若しくは当社関連の取締役、相談役、監査役、顧問、社員及び契約社員であることを要する。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約で定めるところによる。	新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件は、平成15年12月25日開催の臨時株主総会決議及び平成16年4月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約で定めるところによる。
対象勤務期間	平成15年6月18日~平成17年6月30日	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	平成17年7月1日~平成25年6月30日	平成16年6月1日~平成23年3月31日

(注)株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社	株式会社オーエー・システム・プラザ
決議年月日	平成19年 5 月25日	平成16年12月21日
付与対象者の区分及び	従業員 8名	取締役 4名
人数	子会社取締役 7名	監査役 3名
	子会社従業員 166名	従業員 99名
株式の種類及びストッ	 普通株式 449,000株	 普通株式 786.000株
ク・オプションの数		自起怀巧,700,000怀
付与日	平成19年6月14日	平成17年 5 月 9 日
権利確定条件	対象者として新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、解任によらない退任、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。	付与日(平成17年5月9日)から権利確 定日(平成18年12月22日)まで継続して 勤務していること。
対象勤務期間	平成19年6月1日~平成21年5月31日	平成17年5月9日~平成18年12月21日
権利行使期間	平成21年6月1日~平成25年5月31日	平成18年12月22日~平成26年12月20日

(注)株式数に換算して記載しております。

会社名	株式会社オーエー・システム・プラザ	株式会社プロジェ・ホールディングス		
決議年月日	平成19年 6 月26日	平成18年 1 月12日		
	従業員 61名	取締役 4名		
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 8名	監査役 2名		
	子会社従業員 139名	従業員 48名		
株式の種類及びストック・オ	並 る性	並通性学 4 000 000性		
プションの数	普通株式 442,000株 	普通株式 1,000,000株 		
付与日	平成19年7月30日	平成18年 1 月27日		
権利確定条件	対象者として新株予約権を付与された者 (以下「新株予約権者」という。)は、新 株予約権行使時においても、当社または当 社子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、解任によらない退任、定年による退職その他正当な理由のある 場合にはこの限りでない。 その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定める。	新株予約権者が当社または当社子会社の 取締役、監査役または従業員の場合は、権 利行使時においても、当社または当社子会 社の取締役、監査役または従業員の地位に あることを条件とする。ただし、任期満了 による退任、定年退職または当社の取締役 会が正当な理由があると認めた場合はこ の限りではない。		
対象勤務期間	平成19年7月30日~平成21年12月31日	平成18年 1 月27日 ~ 平成20年 1 月26日		
権利行使期間	平成22年1月1日~平成25年12月31日	平成20年 1 月27日 ~ 平成28年 1 月27日		

(注)株式数に換算して記載しております。

(12) 112 12411 2 12411		
会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス	
決議年月日	平成19年 5 月30日	
 付与対象者の区分及び人数	子会社取締役 3名	
	子会社従業員 31名	
株式の種類及びストック・オ	普通株式 52.000株	
プションの数	音通休式 52,000休	
付与日	平成19年 6 月27日	
	付与日(平成19年6月27日)以降、権利確	
権利確定条件	定日(平成21年5月31日)まで継続して	
	勤務していること。	
対象勤務期間	平成19年6月27日~平成21年5月31日	
権利行使期間	平成21年6月1日~平成25年5月31日	

⁽注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	
決議年月日	平成15年 5 月22日	平成15年12月25日	
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	
付与	-	-	
失効	-	-	
権利確定	-	-	
未確定残	-	-	
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	380,000	1,945,000	
権利確定	-	-	
権利行使	-	-	
失効	-	-	
未行使残	380,000	1,945,000	

会社名	提出会社	株式会社オーエー・システム・プラザ
決議年月日	平成19年 5 月25日	平成16年12月21日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	112,000	402,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	40,000	79,000
未行使残	72,000	323,000

会社名	株式会社オーエー・システム・プラザ	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成19年 6 月26日	平成18年 1 月12日
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	99,000	632,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	4,000	29,000
未行使残	95,000	603,000

会社名	│ 株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成19年 5 月30日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	18,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	4,000
未行使残	14,000

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5 月22日	平成15年12月25日
権利行使価格(円)	55	134
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単		
価(円)		

会社名	提出会社	株式会社オーエー・システム・プラザ
決議年月日	平成19年 5 月25日	平成16年12月21日
権利行使価格(円)	69	314
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単	49	
価(円)	49	

会社名	株式会社オーエー・システム・プラザ	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成19年 6 月26日	平成18年 1 月12日
権利行使価格(円)	112	664
行使時平均株価(円)		-
付与日における公正な評価単	F2	
価(円)	53	-

会社名	株式会社プロジェ・ホールディングス
決議年月日	平成19年 5 月30日
権利行使価格(円)	201
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単	65
価(円)	05

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

第38期連結会計學		第39期連結会計年度 (平成23年 2 月28日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の	
内訳		内訳	
, (繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
貸倒引当金	696,912千円	貸倒引当金	678,413千円
たな卸資産評価損	33,702千円	たな卸資産評価損	10,461千円
賞与引当金	8,145千円	賞与引当金	9,149千円
減価償却超過額	182,311千円	減価償却超過額	156,819千円
退職給付引当金	28,461千円	退職給付引当金	29,509千円
違約損失引当金	9,765千円	投資有価証券評価損	44,999千円
投資有価証券評価損	58,881千円	減損損失	1,763,806千円
減損損失	1,656,559千円	取得時時価評価	355,855千円
取得時時価評価	355,855千円	その他	31,634千円
その他	46,651千円	繰越欠損金	5,402,598千円
繰越欠損金	5,411,676千円	繰延税金資産小計	8,483,246千円
繰延税金資産小計	8,488,922千円	評価性引当金	8,483,246千円
評価性引当金	8,488,922千円	繰延税金資産合計	千円
繰延税金資産合計	千円		
		(繰延税金負債)	
(繰延税金負債)		子会社の取得時評価差額	106,929千円
子会社の取得時評価差額	123,830千円	その他	419千円
その他	419千円	繰延税金負債合計	107,348千円
繰延税金負債合計	124,249千円		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率		2 法定実効税率と税効果会計適用額	後の法人税等の負担率
との差異の原因となった主な項目別の内訳		との差異の原因となった主な項	目別の内訳
税金等調整前当期純損失を計上しているため記載して		税金等調整前当期純損失を計上しているため記載して	
おりません。		おりません。	

(賃貸等不動産)

第39期連結会計年度(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

連結子会社の㈱オーエー・システム・プラザでは、名古屋市その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。なお、賃貸オフィスビルの一部については、㈱オーエー・システム・プラザが使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。また、当社グループの㈱プロジェ・ホールディングスでは、名古屋市に遊休土地を所有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時の算定方法は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末
	前連結会計年度末 残高	当連結会計年度増 減額	当連結会計年度末 残高	における時価 (千円)
賃貸等不動産	1,873,277	233,269	1,640,008	1,304,888
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	456,328	3,481	452,847	314,000

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.主な変動

増加は不動産の取得によるもの。

減少は減価償却及び減損損失の計上、不動産の売却によるもの。

3.時価の算定方法

不動産については、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(追加情報)

第39期連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年 11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日至 平成22年2月28日)

	婦人子供服 販売事業 (千円)	IT・デジ タルメディ ア・コンテ ンツ事業 (千円)	PC販売事 業 (千円)	不動産事業(千円)	繊維事業(千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営 業損益 売上高 (1)外部顧客に する売上高 (2)セグメント 間の内部売 上高又は 替高	2,746,028	1,672,298	5,917,900	1,831,656	724,009	12,891,894	(-)	12,891,894
計	2,746,028	1,672,298	5,917,900	1,831,656	724,009	12,891,894	-	12,891,894
営業費用	2,899,742	1,775,342	5,858,901	1,838,630	808,877	13,181,495	145,668	13,327,163
営業利益又は 営業損失 ()	153,713	103,043	58,998	6,974	84,867	289,600	(145,668)	435,268
資産、減価償 却費、減損損 失及び資本 的支出								
資産	896,690	-	3,760,725	3,754,492	344,930	8,756,839	656,552	9,413,392
減価償却費	24,992	5,301	36,964	14,533	7,229	89,022	2,522	91,544
減損損失	61,923	-	55,578	-	15,012	132,515	10,312	142,827
資本的支出	2,609	-	-	5,499	-	8,108	-	8,108

- (注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業区分の主な内容
 - (1)婦人子供服販売事業・・・・・・・・・・婦人服、肌着、子供服、服飾雑貨
 - (2) IT・デジタルメディア・コンテンツ事業・・ITスタッフィング、システムコンサルティング、インタ ラクティブ、広告業務等
 - (3) PC販売事業・・・・・・・・・・・パソコン、パソコン周辺機器
 - (4) 不動産事業・・・・・・・・・・・・不動産の賃貸、販売、コンサルティング
 - (5) 繊維事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ 紡績糸、ニット、織物、 縫製品
 - 3 事業区分の変更

前連結会計年度まで独立した事業区分としていた投資事業については、キャピタルゲインを目的とする有価証券の売買は行わないことになったため、当連結会計年度より事業区分を廃止しております。

- 4 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(145,668千円)の主なものは、親会社管理部門に係る費用であります。
- 5 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産(655,588千円)の主なものは、親会社での余資運用資金 (現金及び預金)、及び管理部門に係る資産等であります。
- 6 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「連結財務諸表作成のための

基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、不動産事業で58,618千円、繊維事業で146千円営業損失が増加し、PC販売事業で13,583千円営業利益が減少しております。

第39期連結会計年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

	婦人子供服販 売事業 (千円)	P C 販売事業 (千円)	不動産事業 (千円)	繊維事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営							
業損益							
売上高							
(1)外部顧客に	1,322,037	5,352,863	2,816,929	701,883	10,193,714	_	10,193,714
する売上高	1,022,007	0,002,000	2,010,323	701,000	10,130,714		10,130,714
(2) セグメント							
間の内部売	_	_	_	2,718	2,718	(2,718)	_
上高又は振	_	_	_	2,710	2,710	(2,710)	_
替高							
計	1,322,037	5,352,863	2,816,929	704,602	10,196,432	(2,718)	10,193,714
営業費用	1,406,827	5,308,898	2,625,352	727,479	10,068,557	108,995	10,177,553
営業利益又は							
営業損失	84,789	43,964	191,576	22,877	127,875	(111,713)	16,161
()							
資産、減価償							
却費、減損損							
失及び資本							
的支出							
資産	547,770	3,673,818	4,001,506	251,661	8,474,756	635,041	9,109,798
減価償却費	6,147	30,192	16,059	47	52,446	-	52,446
減損損失	1,070	23,154	35,180	-	59,406	-	59,406
資本的支出	17,796	470	27,606	-	45,873	-	45,873

- (注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業区分の主な内容
 - (1)婦人子供服販売事業・・・・・・・・・・・・・・婦人服、肌着、子供服、服飾雑貨
 - (2) PC販売事業・・・・・・・・・・・パソコン、パソコン周辺機器
 - (3) 不動産事業・・・・・・・・・・・・・不動産の賃貸、販売、コンサルティング
 - (4) 繊維事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 紡績糸、ニット、織物、縫製品
 - 3 事業区分の変更

前連結会計年度まで独立した事業区分としていたIT・デジタルメディア・コンテンツ事業については、連結子会社の譲渡により当該事業を構成する会社がなくなったため、平成21年12月25日付で事業部門を廃止しております。

- 4 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用(111,713千円)の主なものは、親会社管理部門に係る費用であります。
- 5 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産(635,041千円)の主なものは、親会社での余資運用資金 (現金及び預金)、及び管理部門に係る資産等であります。

【所在地別セグメント情報】

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外店舗がないため、該当事項はありません。

第39期連結会計年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外店舗がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

第38期連結会計年度(自平成21年3月1日至平成22年2月28日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

第39期連結会計年度(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1.関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社 ルコー	㈱グローバ		東京都港区 176,510	不動産事	(所有) 間接57.04	-	担保権の 行使 (注)1	568,572	販売用 不動産	568,572
	レーション	· 宋尔即港区		業			貸付金の 回収 (注)1	568,572	破産更生 債権等 (注) 2	2,383,830

- (注) 1. (株グローバルコーポレーションは、平成21年12月24日に解散し特別清算手続開始の決定を受けており、有効な支配従属関係が存在しないと認められたため、子会社ではなくなりました。また、同社が解散したことにより、同社が保有する販売用不動産を担保権行使により取得しております。なお、取得価格については、不動産鑑定士の鑑定評価額を参考に決定しております。
 - 2. 当該破産更生債権等に対し、合計2,383,830千円の貸倒引当金を計上しております。

第39期連結会計年度(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) 該当事項はありません。

第39期連結会計年度(自 平成22年3月1日至 平成23年2月28日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
1 株当たり純資産額	16円27銭	15円48銭
1 株当たり当期純損失	2 円73銭	0 円80銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利 益	潜在株式は存在するものの 1 株当 たり当期純損失であるため記載し ておりません。	潜在株式は存在するものの 1 株当 たり当期純損失であるため記載し ておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第38期連結会計年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	第39期連結会計年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
当期純損失	655,196千円	191,117千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	- 千円
普通株式に係る当期純損失	655,196千円	191,117千円
普通株式の期中平均株式数	239,930千株	239,928千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (株式の数 2,517千株)	新株予約権3種類 (株式の数 2,409千株)

(重要な後発事象)

第38期連結会計年度(自 平成21年3月1日至 平成22年2月28日)該当事項はありません。

第39期連結会計年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

1. 上場廃止

平成23年5月13日開催の当社臨時株主総会及び同日に開催の普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会にて、定款の一部変更及び会社による全部取得条項付普通株式の取得が承認可決されました。これにより、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、平成23年5月13日から平成23年6月13日まで整理銘柄に指定された後、同月14日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所市場第二部において取引することはできません。

2. フランチャイズ契約の終了通知受領

連結子会社の株式会社オーエー・システム・プラザは平成23年4月21日に開示しました「当社連結子会社 株式会社オーエー・システム・プラザの「当社、PC販売事業のFC契約に関するお知らせ」について」の通り、4月19日に株式会社オーエー・システム・プラザの業務提携先である株式会社ピーシーデポコーポレーション(以下「PCデポ」という)より、株式会社オーエー・システム・プラザの基幹事業であるPC販売事業におけるフランチャイズ(以下「FC」という)契約について、契約期間の満了に伴う契約の終了通知を受領したことにより、以下の経緯となりました。

株式会社オーエー・システム・プラザは、昭和58年にPC販売事業を基幹事業として創業し、平成16年10月25日付でPCデポとのFC契約を締結し、現在はPCDEPOTフランチャイジーとして、全国に10店舗(平成23年4月21日現在)を展開しておりますが、PCデポから平成23年4月19日に、契約期間満了に伴う契約終了の6ヶ月前予告として、契約終了の意向を示した通知書(以下、「通知」という)を受領しました。しかし、この通知には契約期間の満了に伴い契約が終了する理由について記載されていなかったことから、PCデポと会談し、契約終了の理由説明を求めるとともに、本年10月25日以降のFC契約の継続を要請いたしました。しかしPCデポからは、契約終了の理由に関して納得出来る説明はなく、撤回されることもありませんでした。PCDEPOTフランチャイジーとしてのPC販売事業は株式会社オーエー・システム・プラザの基幹事業であり、販売用商品在庫や店舗用建物設備等については、長期にわたるFC契約の継続を前提として多額の投資をしており、このような更新拒絶は効力がないと考えております。したがいまして、今後株式会社オーエー・システム・プラザはPCデポに対し、本年10月25日以降のFC契約を継続するよう更に要請してまいる所存であります。

EDINET提出書類 ステラ・グループ株式会社(E03106) 公開買付届出書

- (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】
 - 【公開買付者が提出した書類】
 - イ【有価証券報告書及びその添付書類】
 - ロ【四半期報告書又は半期報告書】
 - 八【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

EDINET提出書類 ステラ・グループ株式会社(E03106) 公開買付届出書

- 2 【会社以外の団体の場合】 該当事項はありません。
- 3 【個人の場合】 該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成23年7月21日現在)

			令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	18,401 (個) - (個)		- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券(-	-
株券等預託証券()		-	-
合計	18,401	-	-
所有株券等の合計数	18,401	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	-	-	-

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成23年7月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に 該当する株券等の数
株券	17,651(個)	17,651(個) - (個) -	
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券(-	-	-
株券等預託証券 ()	•	-	-
合計	17,651	-	-
所有株券等の合計数	17,651	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	-	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成23年7月21日現在)

			(1 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7
	所有する株券等の数 令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数		令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	750(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	•	-	1
新株予約権付社債券	•	-	1
株券等信託受益証券()	•	-	-
株券等預託証券()	•	-	-
合計	750	-	-
所有株券等の合計数	750	-	-
(所有潜在株券等の合計数)		-	

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】 【特別関係者】

(平成23年7月21日現在)

氏名又は名称	株式会社プロジェ・ホールディングス	
住所又は所在地	東京都新宿区新宿一丁目9番1号	
職業又は事業の内容	不動産事業 繊維事業	
連絡先	連絡者 株式会社プロジェ・ホールディングス 取締役管理本部長 清永 信朗 連絡住所 東京都新宿区新宿一丁目9番1号 電話番号 03 - 5367 - 3841	
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人	

(平成23年7月21日現在)

氏名又は名称	江藤 鉄男
住所又は所在地	東京都渋谷区
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 河井 良成 連絡住所 東京都新宿区四谷一丁目15番地 電話番号 03 - 5312 - 6735
公開買付者との関係	公開買付者に対し特別資本関係を有する個人

【所有株券等の数】

株式会社プロジェ・ホールディングス

(平成23年7月21日現在)

			令第7条第2項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券(-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	0	-	-
所有株券等の合計数	0	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	-	-	-

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式4,269,000株を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

江藤 鉄男

(平成23年7月21日現在)

	所有する株券等の数 令第7条第1項第2号に 令第7条第2項 該当する株券等の数 該当する株券等		令第7条第2項第3号に 該当する株券等の数
株券	750 (個) - (個)		- (個)
新株予約権証券		-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	•	-	-
合計	750	-	-
所有株券等の合計数	750	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	-	-	-

2【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】 該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、公開買付者の株主でもある江藤鉄男氏との間で、同氏が所有する対象者株式の全部につき、同氏が本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】
- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、小豆澤会計事務所より取得した本株式価値算定書、弁護士法人、淀屋橋・山上合同から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能とするとともに、公開買付者グループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行い公開買付者グループの中で経営最適化を図ることが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年7月20日開催の取締役会において、取締役高木正広を除く取締役の全員で審議及び決議を行い(なお、取締役高木正広は、公開買付者の代表取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。)、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、対象者の監査役のうち、監査役藤本雄師及び稲吉康司は、公開買付者の監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者の監査役のうち、監査役藤本雄師及び稲吉康司は、公開買付者の監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加しておらず、審議に唯一参加した監査役小川和洋は、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

一方、本件新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本件新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、昭和47年に婦人洋品、紳士洋品専門店として設立された株式会社エルメが母体となっている会社であり、平成15年の純粋持株会社化を契機に、積極的なM&Aを展開し、対象者を含む複数の企業への投資と子会社化を通して様々な事業を営む企業グループを形成いたしましたが、その後の経営環境の悪化に伴い、大規模なリストラクチャリングを余儀なくされました。その結果、現在では、公開買付者グループは、公開買付者、対象者、不動産事業及びPC販売事業を営む株式会社オーエー・システム・プラザ(大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場上場)、婦人子供服販売事業を営む株式会社エルメ(公開買付者の完全子会社)、並びに繊維事業を営む株式会社ドーコーボウ(対象者の完全子会社)の計5社にまで縮小整理されております。しかしながら、純粋持株会社である公開買付者を除いた各事業会社は、現在においても十分な収益基盤を有しておらず、公開買付者の平成23年2月期連結業績は、過年度対比では改善しつつあるものの、依然、当期連結純損失として191百万円を計上するなど、平成19年2月期以降5期連続の最終損失を計上する状態に陥っております。

公開買付者としては、公開買付者グループ全体の企業価値向上と対象者を含む公開買付者の各子会社の事業再生を図ることが急務であると考える一方、現在の公開買付者グループ5社体制を現状のまま推移させることでは、かかる企業価値向上と事業再生は果たし得ないものと考えております。公開買付者グループの平成23年2月期連結売上高は102億円となっておりますが、利益については、各社とも赤字もしくは僅かながらの黒字に止まっております。これは、公開買付者の各子会社が営む各事業(不動産事業、PC販売事業、婦人子供服販売事業及び繊維事業)の事業環境自体が長引く不況の影響により依然厳しいという外的要因もさることながら、各子会社が各々の業界において、特筆すべきブランド力、価格競争力といった競合他社に対する優位性を有しておらず、かつそれを構築するための人的その他の経営資源も過去の人員削減等により大幅に制限されているという内的要因によるものが大きいと考えられます。

以上のように、現在の公開買付者の各子会社は、非常に縮小限定された経営資源による事業を個々に行わざるを得なくなっており、現状のままでは、対象者を含む公開買付者の各子会社の企業価値及び株式価値の向上を期待することは困難であり、ひいては、公開買付者グループ全体の企業価値向上を図ることができず、現状の不安定なグループ経営を改善できないものと考えられます。このような認識の下、公開買付者は、今後、対象者を含む公開買付者の各子会社の経営資源の最適化を目的とした事業再編を行うとともに、現在の事業ポートフォリオに限定されない新たな収益機会の創出のための事業投資も行うことを、中長期的なグループ戦略として推進していくべきとの結論に至っております。

一方、対象者は、昭和9年に旧三井物産による経編ニット一貫工場として設立された東洋編織株式会社を基とし、戦後の 財閥解体を経て、新たに昭和23年に東洋編織株式会社として、愛知県東春日井郡において事業を開始し、昭和24年には名古 屋証券取引所に、さらに昭和31年には大阪証券取引所に上場をいたしました。以降長らく繊維事業を中心に事業展開を行ってきましたが、平成18年2月に公開買付者(当時の商号は株式会社アポロ・インベストメント)より出資を受け、公開買付者の連結対象子会社となりました。これを契機に、対象者はM&Aによる事業領域及び事業規模の拡大を目指し、同年10月には株式会社グローバルコーポレーション(不動産事業)の株式を取得し完全子会社とし、さらに平成20年6月には株式会社サイバーリップル(IT広告事業)の株式を取得し同様に完全子会社といたしました。この結果、対象者は平成19年2月期には、不動産事業が大きく業績に寄与する形で、売上高5,773百万円、当期純利益290百万円を計上するまでに成長しました。

しかしながら、平成20年2月期以降、サブプライムローン問題の発生とそれに続くリーマンショックによる深刻な世界同時不況により、とりわけ不動産業界は大きなダメージを被ることとなりました。対象者においても、不況の進行により繊維事業の業績不振が続いた上、不動産事業においても予定していた物件の引渡遅延が相次いだことに加え、完全子会社化した株式会社グローバルコーポレーションののれん償却負担が重くのしかかることとなり、平成20年2月期には売上高3,706百万円、当期純損失2,784百万円と大幅な減収減益となりました。その後も業績不振が続いたため、平成21年8月には株式会社サイバーリップルの全株式を売却した他、同年12月には、株式会社グローバルコーポレーションが解散となるなど、平成22年2月期まで3期連続で減収減益を余儀なくされました。対象者は、かかる厳しい経営環境を乗り切るべく、不動産事業を中心に体制強化に取り組んだ結果、平成23年2月期においては、売上については減少に歯止めがかかり、3,224百万円と対前年比で898百万円の増収を確保するまでに回復したものの、当期純損失は7百万円となり、平成20年2月期以降4期連続での損失計上となっております。

また、対象者の完全子会社であった株式会社グローバルコーポレーションにおいて、過去に一部取引先との間で不適切な取引が行われていた可能性があることが判明したため、対象者は、社外の弁護士及び公認会計士による調査委員会を設置し、調査を行った結果、2件の取引について売上を訂正し、過年度決算の訂正を行っております。これに伴い、対象者株式は、大阪証券取引所より監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(k)(上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当すると認められる相当の事由があると大阪証券取引所が認める場合)に該当することを理由に、そして名古屋証券取引所より株券上場廃止基準の取扱い5(1)n(上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当すると認められる相当の事由があると名古屋証券取引所が認める場合)に該当することを理由に、投資者の注意を喚起するため、それぞれ平成23年1月12日付にて監理銘柄(審査中)の指定を受けておりました。その後、対象者株式は、平成23年7月13日付で監理銘柄(審査中)への指定を解除されたものの、引き続き対象者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、同日付で、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所により特設注意市場銘柄に指定され、併せて大阪証券取引所においては、対象者が適時開示等規則第2章の規定に違反し、その旨を公表する必要があると認められるとして、平成23年7月12日付で公表措置が実施されております。なお、対象者株式が特設注意市場銘柄に指定されてから3年を経過し、かつ、内部管理体制等に引き続き問題があると認められた場合は、対象者株式は上場廃止となります。

さらに、対象者は、前述の通り、対象者自身において不動産事業を、また、対象者の完全子会社である株式会社ドーコーボ ウにおいて繊維事業を行っておりますが、平成19年2月期に合計で64名であった従業員は、平成23年2月期において、間接 部門を含めて16名となっており、小規模での事業展開に限定されております。また、対象者の主力事業である不動産事業に おいては、安定的な収益確保のためには、本来、人的資源の確保もさることながら、金融機関からの融資、資本市場からの調 達を含めた外部資本調達に基づいた事業機会の創出が必要であるところ、対象者においては、投資の失敗等による過年度 の急激な業績悪化の影響もあり、安定的な外部資金調達は困難な状況にあり、自己資金による非常に限定された事業に止 まっているのが現状です。また、とりわけ不動産事業は、他の事業と比べ、個々の案件における投資額は大きい一方、投資回 収までの期間は長期にわたる場合が多く、その間に物件の価格下落リスク、引渡遅延のリスク等、様々なリスクに晒される ことから、不動産事業を行うにあたっては高度なリスク管理体制が構築されていることが必要ですが、対象者においては、 前述したとおり、人的にも資金的にも経営資源が非常に限定された状態であり、そのような高度なリスク管理体制を構築 することは困難であるため、対象者ひいては公開買付者を含む対象者株主は高いリスクに晒されていると言わざるを得ま せん。公開買付者としては、上述した対象者の現在の事業環境を勘案すれば、対象者単独で現存する経営資源を用いて収益 を拡大し企業価値及び株式価値を向上させることは非常に困難であり、かつリスクも高いと考えており、前述した中長期 的なグループ戦略に基づき、本公開買付け及びその後の本合併の実施により対象者と公開買付者が有する経営資源を一体 化させ、対象者が現在行っている事業の安定性とリスク耐性を向上させたうえで、公開買付者グループにおいて、対象者現 況事業の継続、並びに更なる事業再編や収益基盤の拡大を目的とした新規事業展開を行うことが必要であると考えたもの です。

それに加えて、対象者の事業再編や対象者における新規事業展開の実施は、対象者及びその株主にとり大きなリスクを生じさせる可能性もあります。即ち、既存事業の再編は、中長期的には企業価値向上に資するものであったとしても、一時的な損失の計上、短期的な業績悪化等を生じさせる可能性がありますし、また、新規事業展開に関しても、景気動向その他の様々な要因により、計画どおりに進捗しない、多額の損失を発生させるといった可能性があります。リーマンショックによる世界同時不況の影響が依然色濃く本邦経済を覆っている上、東日本大震災による経済全体への影響がいまだ見通せない

現在においては、現状の厳しい経営環境が当面継続する、さらには、より一層悪化する可能性もあります。このような厳しい経営環境において中長期的に企業価値の向上を実現していくとともに、その過程において不可避的に発生するリスクを対象者の株主に負わせることを回避するためには、本取引の実施により対象者と公開買付者の経営統合を行うことが合理的かつ最善の方策であると考えられます。

以上の認識に基づき、公開買付者は、平成23年4月頃から対象者と協議・検討を重ねた結果、対象者からもかかる方策に 理解を得られたことから、平成23年7月20日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、公開買付者グループは、前述したとおり、公開買付者及び対象者の他、大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場し不動産事業及びPC販売事業を営んでいる株式会社オーエー・システム・プラザ、婦人子供服販売事業を営む株式会社エルメ、及び繊維事業を営む株式会社ドーコーボウの計5社により構成されておりますが、本書提出日現在において、本公開買付け及びその後に予定されている本合併を除き、公開買付者が具体的に決定した公開買付者グループにおける事業再編や新規事業投資はございません。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者が対象者株式17,651,000株(所有割合:50.00%、議決権割合:57.03%)を所有する対象者の親会社であること、並びに、公開買付者と対象者の人事及び業務上の関係を踏まえ、公開買付者及び対象者は、以下の通り、買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じております。

対象者における独立した第三者機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会が設置した第三者委員会の委員である大川真司氏からの紹 介及び推薦に基づき、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である小豆澤会計事務所に対象者の株式価値 の算定を依頼し、対象者株式価値算定書を取得し、公開買付者から提示された本公開買付価格の公正性を判断するため の基礎資料にしたとのことです。小豆澤会計事務所は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提 及び条件の下で対象者株式の価値について分析しており、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であ ると考え、市場株価法、類似会社比準法、DCF法の各手法を用いて対象者株式の価値を算定したとのことです。市場株 価法は、対象者株式の株式市場における株価を基に株式価値を算定する手法であり、上場企業の客観的な評価手法であ ることから、類似会社比準法は、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様、株式市場の客観性 を反映することができることから、また、DCF法は、対象者の今後のキャッシュフローから株式価値を算定する手法で あり、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考えられることから、いずれも対象者株式価値算定書における対 象者株式の価値を算定する手法として適切であると判断し採用したとのことです。なお、小豆澤会計事務所は、市場株価 法による算定にあたっては、平成23年7月19日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の基準 日終値(21円)、直近1週間、直近1ヶ月、直近3ヶ月及び直近6ヶ月の出来高加重平均(それぞれ23円、22円、21円、21 円)を基に算出し、類似会社比準法による算定にあたっては、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場 株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、DCF法による算定にあたっては、平成 24年2月期以降の業績予想については、対象者が提出した現行の事業計画を前提とし、本取引後のシナジー効果を見込 んでいない対象者単体の事業継続を前提とした評価を行っているとのことです。対象者株式価値算定書における各手法 による対象者株式1株当たりの価値は、市場株価法では21円から23円、類似会社比準法では21円から26円、DCF法では 19円から23円となっているとのことです。なお、対象者は、小豆澤会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

独立したリーガルアドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の顧問弁護士である弁護士法人 淀屋橋・山上合同をリーガルアドバイザーに選定し、同弁護士法人より、独立した第三者機関からの株式価値算定書を取得すべきこと、公正性担保のための第三者委員会を設置するのがより適切であること、本公開買付けに対する意見表明にかかる取締役会の審議及び決議に際して公開買付者の役員を兼務する取締役髙木正広並びに監査役藤本雄師及び稲吉康司を排除すべきこと等、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けながら、本取引の是非及び本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行ったとのことです。

第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成23年6月27日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び公開買付者から独立した外部の有識者(小澤幹人氏(弁護士、弁護士法人港国際グループ川崎事務所代表)、大川真司氏(公認会計士、大川真司公

認会計士事務所)及び小川和洋氏(公認会計士、小川和洋会計事務所 代表、対象者社外監査役)の3氏)によって構成 される第三者委員会を設置し(なお、上記の通り、小川和洋氏が対象者の社外監査役である関係を除き、各委員と公開買 付者及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切なく、対象者は第三者委員会設置の当初からこの3 氏を委員として選定しており、委員を変更した事実はないとのことです。)、当該第三者委員会から得られる本公開買付 けに関する答申を最大限尊重することとした上で、本公開買付け及びその後に予定されている本合併は、対象者の企 業価値の向上に資するか、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は妥当か、本公開買付けにおいて手 続の適正性及び公正性は保たれているか、及び 本公開買付け及びその後に予定されている本合併は公開買付者を除く 対象者少数株主にとって不利益なものでないかの観点から、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同し、対象者の 株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であるかを第三者委員会に対し諮問することを決議いたし ました。そして、第三者委員会は、平成23年6月28日より同年7月19日まで合計6回開催され、対象者取締役会からの諮 問事項に関し、対象者から本公開買付けを含む本取引の背景、検討状況及び対象者の本公開買付けを含む本取引につい ての考え方についての説明を受けたとのことです。特に本公開買付価格の妥当性については、本公開買付けが親会社に よる子会社株式等の買付けであることを考慮し、対象者が選定した第三者算定機関である小豆澤会計事務所より、対象 者株式価値算定書に記載された対象者株式の価値評価に関する説明を受けた他、第三者委員会として独自に公開買付者 及び対象者から独立した第三者算定機関であるBE1総合会計事務所に対象者株式の価値の算定を依頼し、第三者委員 会株式価値算定書を取得し、慎重に検討を行ったとのことです。BE1総合会計事務所は、第三者委員会を通して対象者 が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で対象者株式の価値について分析しており、対 象者株式価値算定書において採用された市場株価法、類似会社比準法及びDCF法を、小豆澤会計事務所がそれらを採 用したのと同様の理由に基づき採用し、対象者株式の価値を算定したとのことです。なお、市場株価法における算定基準 日は平成23年7月19日となっており、類似会社比準法による算定にあたっては、対象者と比較的類似する事業を手掛け る上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、また、DCF法にあ たっての平成24年2月期以降の業績予想に関する前提は、対象者が提出した現行の事業計画に基づき、本取引後のシナ ジー効果を見込んでいない対象者単体の事業継続を前提とした評価を行ったとのことです。第三者委員会株式価値算定 書における各手法による対象者株式1株当たりの価値は、市場株価法では21円から22円、類似会社比準法では25円から 26円、DCF法では23円となっているとのことです。なお、第三者委員会は、BE1総合会計事務所から本公開買付価格 の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

かかる経緯の下、第三者委員会は、平成23年7月19日に、対象者取締役会に対して、本公開買付け及びその後に予定されている本合併は対象者の企業価値の向上に資する、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は妥当である。本公開買付けにおいて手続の適正性及び公正性は保たれている。本公開買付け及びその後に予定されている本合併は対象者少数株主にとって不利益なものでないと判断し、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると結論づけた上で、その旨の答申を行ったとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、小豆澤会計事務所より取得した本株式価値算定書、弁護士法人、淀屋橋・山上合同から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、機動的かつ柔軟な抜本的経営改善策の実施を可能とするとともに、公開買付者グループ企業間での連携や柔軟な組織再編等を行い公開買付者グループの中で経営最適化を図ることが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そして、以上の理由により、対象者取締役会は、平成23年7月20日開催の取締役会において、取締役髙木正広を除く取締役の全員で審議及び決議を行い(なお、取締役髙木正広は、公開買付者の代表取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。)、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見表明を行うことを決議したとのことです。また、対象者の監査役のうち、監査役藤本雄師及び稲吉康司は、公開買付者の監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、対象者取締役会における本公開買付けに係る議案の審議には一切参加しておらず、審議に唯一参加した監査役小川和洋は、対象者の取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

一方、本件新株予約権については、ストックオプションとして発行されたものであり、本件新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについては、本件新株予約権の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

EDINET提出書類 ステラ・グループ株式会社(E03106) 公開買付届出書

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日を上回る30営業日とすることにより、対象者の株主の皆様に、本公開買付けに対する応募につき適切な判断をする機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって買付価格の公正性を担保しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定と併せて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、買付価格の公正性は担保されていると考えられます。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

· ,	ı		
決算年月	-	-	-
売上高	-	-	1
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	
当期純利益 (当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1 株当たり当期純損益	-	1	-
1株当たり配当額	-	-	-
1 株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所 市場第二部						
月別	平成23年1月 平成23年2月 平成23年3月 平成23年4月 平成23年5月 平成23年6月 平成23					平成23年7月	
最高株価(円)	25	26	23	21	19	18	26
最低株価(円)	20	19	16	17	16	17	18

(注1) 平成23年7月については、7月20日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

	$+\mu$								1 73 11:7012
区分	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)								W — T ###
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	÷1	単元未満株 式の状況 (株)
					個人以外	個人	個人での他	計	(林)
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	1	1	1	1	1	-	,	-
所有株式数の 割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

			1770 1 73 1170111
氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
	計	-	-	

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第88期(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日) 平成22年5月27日関東財務局長に提出 事業年度 第89期(自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日) 平成23年5月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第90期第1四半期(第90期中)(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日) 平成23年7月11日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記第88期有価証券報告書の訂正報告書)を平成23年1月13日に関東財務局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5【その他】

対象者の完全子会社であった株式会社グローバルコーポレーションにおいて、過去に一部取引先との間で不適切な取引が行われていた可能性があることが判明したため、対象者は、社外の弁護士及び公認会計士による調査委員会を設置し、調査を行った結果、2件の取引について売上を訂正し、過年度決算の訂正を行っております。これに伴い、対象者株式は、大阪証券取引所より監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第7条第1号a(k)(上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当すると認められる相当の事由があると大阪証券取引所が認める場合)に該当することを理由に、そして名古屋証券取引所より株券上場廃止基準の取扱い5(1)n(上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第11号a前段に該当すると認められる相当の事由があると名古屋証券取引所が認める場合)に該当することを理由に、投資者の注意を喚起するため、それぞれ平成23年1月12日付にて監理銘柄(審査中)の指定を受けておりました。その後、対象者株式は、平成23年7月13日付で監理銘柄(審査中)への指定を解除されたものの、引き続き対象者の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたため、同日付で、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所により特設注意市場銘柄に指定され、併せて大阪証券取引所においては、対象者が適時開示等規則第2章の規定に違反し、その旨を公表する必要があると認められるとして、平成23年7月12日付で公表措置が実施されております。なお、対象者株式が特設注意市場銘柄に指定されてから3年を経過し、かつ、内部管理体制等に引き続き問題があると認められた場合は、対象者株式は上場廃止となります。